

浜松市教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成23年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

学校に福祉的視点（児童・生徒の問題を、個人と環境の不適合状態として捉える）を導入し、家庭や地域との連携促進、関係機関との協働体制の強化を図り、不登校やいじめ、問題行動の未然防止や早期発見、早期解消を目指す。

（2）配置計画上の工夫

- ・拠点校配置型SSWを、市内7区の1中学校区に1名ずつ配置（配置校は小学校）
- ・それ以外の小・中学校には、学校からの要請により、教育委員会配置SSWが派遣型として対応する

（3）スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

配置校に対して、スクールソーシャルワーカーを学校体制で機能させるためのコーディネーター役を置くこと、また、生徒指導委員会等、既存の情報交換会への出席が可能となるように準備することを依頼した。

（4）勤務形態

活動時間は原則1日6時間以内、午前9時から午後4時とするが、配置校の実態や活動上の必要性、スクールソーシャルワーカーの事情等に合わせて変更可能とする。

（5）職務内容

- ・問題を抱える子どもの現状や背景について多方面から情報を集め、多角的に見立てる。
- ・問題を抱える子どもが置かれた環境への働きかけを中心に、関係機関との連携や、配置校の生徒指導体制を生かした未然防止策、早期対応策を立案する。
- ・保護者や配置校の教職員等に対する支援や相談、情報提供に努める。

（6）その他

スクールソーシャルワーカーの主な資格、人材：

社会福祉士 2名、精神保健福祉士 1名、

教員経験者 2名（社会福祉士取得中）、介護福祉士 1名（社会福祉士取得中）

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

（1）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）の策定とその周知方法について

SSW活用事業のねらい・活動内容・組織体制等を記載した「SSW活用事業概要」を作成し、年度当初、教育委員会から各小・中学校に通知している。

（2）市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

年度当初に、事業担当指導主事と教育委員会配置SSWが、配置校を訪問し、事業内容の説明と情報交換を行った。

（3）スーパービジョン体制、研修体制について

教育委員会配置SSWが、拠点校配置型SSWに対して助言・指導を行い、さらに研修会を開催して事例検討等を実施する体制としている。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

【事例1】 ①不登校 ⑦家庭環境の問題 ⑨心身の健康・保健に関する問題 ⑩発達障害等に関する問題

改善事例の概要

欠席・遅刻が多く、登校してもパニックを起こしてなかなか学習に取り組めない小学4年生児童。家庭との連絡も取りづらいため、母親が本児を迎えに来る時に合わせてS S Wが母親と面談し、多岐にわたる困りごと（本児の育てにくさ、兄の不登校、母親の体調不良と就労等）について整理し、対応を提案した。まず発達に課題のある本児の医療機関受診、服薬により本児の登校日数・落ち着いて学習できる時間が増えた。兄の中学校においてもS S Wが家庭環境の問題を説明し、校内での支援を検討。兄は別室登校を開始した。さらに障害者相談支援事業所に母親と同行、母自身の精神科受診や生活上の相談に乗ってもらえるように依頼した。家庭児童相談室に対しても生徒指導担当とS S Wが訪問の上、家庭の心配な様子について報告。民生委員にも情報提供し見守りを依頼。小学校・中学校・関係機関が連携して本児と家庭の支援を行う体制を整えた。

【事例2】 ①不登校 ⑦家庭環境の問題 ⑨心身の健康・保健に関する問題 ⑩発達障害等に関する問題

改善事例の概要

小学2年頃から登校しぶりが続き、欠席日数が増え続けていた小学5年生児童。担任が積極的に家庭訪問し登校を働き掛けたが、母親の対応は好不調の波が大きく、本児に会えないことも多かった。校内ケース会議にS S Wが参加し、本児と家庭の様子について情報共有したところ、不登校の背景として養育の問題が大きいと判明したため、学校から家庭児童相談室に虐待（ネグレクト）の疑いで通告を行った。S S Wは担任と家庭訪問し状況を確認、母親と面談して、生活に大きな不安を抱えて困っていること、母親自身に知的な課題があることを把握した。その上で学校と家児相の連携ケース会議を開き対応を協議。家児相ケースワーカーを「困りごとの相談に乗ってくれる人」と紹介して生活環境整備を支援していくこと、学校は本児に衛生面の指導や、生活に生きる学習の支援を行うこと、母親自身も自己肯定感が低いので温かい言葉かけ・対応をしていくことを決定した。本児は保健室登校ができるようになり、多くの先生と交流して笑顔で過ごす時間が増えた。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・学校生活上の問題の背景に、家庭環境や発達障害等に関する問題があるケースに対して、校内外の連携を進め、福祉の専門性を生かした支援を行うことにより、状況が改善する件数が増えている。
(継続支援児童生徒の抱える問題件数 のべ389件中、好転した件数 158件)
- ・S S Wがコーディネーター役となり、関係機関との連絡調整を積極的に行っている。
(関係機関とのケース会議開催回数 48回)。

(2) 今後の課題

- ・より効果的な配置方法の検討や、事業拡大のための財源確保
- ・スクールソーシャルワーカーの人材確保、及び専門性の向上

名古屋市教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成23年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

不登校児童生徒の生活習慣などの立て直しを図り、早期の学校復帰や社会復帰を目指す。

（2）配置計画上の工夫

名古屋市教育センターに置く生徒指導相談員を、スクールソーシャルワーカーとして位置付けて活用。

（3）スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

主任相談員1人、相談員12人の合計13人を配置し、学校からの要請に応じて派遣する。

（4）勤務形態

4週間を平均して1週間30時間とし、別に命ぜられた場合を除き、1日について午前9時から午後4時までの間で6時間とし、勤務時間の割り振りは所長が決める。

（1人当たりの年間勤務日数244日、時数1,464時間）

（5）職務内容

学校復帰に係る教育相談及び家庭への支援に関する職務。

（6）その他

配置人数：13人

資格：校長の経験を有する者又は教育職員15年以上の経験を有する者、若しくはこれと同程度の学識経験を有する者。

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

（1）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）の策定とその周知方法について

- ・ 申込書の裏面に、相談内容・対象・場所・時間・回数・申し込み方法・問い合わせ先を明記。
- ・ 相談員が、年度初めに全小中学校を訪問して周知を図る。

（2）市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

- ・ 学校を通して申し込む。申込書の中に、学校からの要望を記入する欄がある。
- ・ 随時、必要に応じて相談員が学校訪問するとともに、相談者の在籍校は年度末に必ず学校訪問し、連携を図る。

（3）スーパービジョン体制、研修体制について

スーパービジョン：臨床心理士2人・社会福祉士1人により毎週火・水・木曜日に実施。1人当たり年間25回程度のスーパービジョンを受ける。

事例検討会：指導主事1人・臨床心理士1人・スクールソーシャルワーカー6～7人のグループで年間12回実施。

研修体制：業務内容、訪問相談の在り方、応答の基本、初回面接の進め方、社会福祉士の役割、関係機関の業務内容、特別支援教育の内容、就学指導のしくみ、進路指導のしくみ等について、指導主事や臨床心理士・社会福祉士が研修を担当し、年間12回程度実施。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

【事例】 ①不登校

改善事例の概要

<対 象> 中学校3年女子

<きっかけ> 小学校中学年から登校を渋るようになり、中学校入学後は週に1～2日の登校。中学校2年生になって全く登校できなくなり、2学期に保護者から学校を通して訪問相談の申し込みがあった。

<本人の状況> 食事以外は自室でテレビやビデオを観て過ごす。食事・着替え・洗面など、一つ一つの行動にかなりの時間が掛かる。特別支援学級に在籍。

<家庭の状況> 母子家庭で、本人は末っ子。母は夜勤もある仕事をしていて、本人がきちんとした生活ができるようになってほしいと思っているが、具体的な対応はしていない。これまでに数回、本人を児童福祉施設に短期入所させている。

<相談の経過> 週1回、母が在宅している午前中に家庭訪問。相談員が約束の時間に訪問すると、本人はテレビを観たり、食事をしたりしていることが多かった。母が何度も声を掛けるが、本人に急ぐ様子は見られず、相談員はそれらが終わるまで待っていることが多かった。しかし、焦らず気長に関わることで、母子ともに徐々に相談員との関係が深まり、本人とはパズル、散歩、おしゃべりなどを一緒に楽しむことができるようになり、母からは本人に対する不満の声が少なくなり、行動を見守る姿勢も見られるようになってきた。中学校3年生になると、相談員が訪問する日は一緒に登校できるようになり、着替えや洗面も短時間でできるようになってきた。相談員は家庭訪問を継続しつつ、社会福祉士によるスーパービジョンを受けながら、卒業後の家庭へのサポートについても検討していた。

しかし、冬休みに入って突然、母から相談員に、「進路のことで困っている。今度、関係者（児童相談所、児童福祉施設、学校）と話し合うことになったので、一緒に参加してほしい。」と電話があった。事情を聞くと、児童福祉施設に長期入所が決まって近隣の中学校に転校した上で特別支援学校に進学することになりそうだが、母としては現籍校を卒業させたいという願いがあることが分かった。そこで、相談員は関係者によるケース会議に参加し、母がその場で自分の考えを伝えられるように支援すると共に、中学校卒業後の見通しについても協議するように促した。その結果、母の願いを反映させる結果を得ることができ、また、中学校卒業後の見通しももつことができた。

<訪問回数> 53回（平成23年度）

4 成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成23年度の学校復帰率 53.8%

（2）今後の課題

不登校の要因が親子関係、家庭生活の急激な変化、家庭内の不和、家庭の経済状況にあると思われるケースが毎年2～3割程度ある。そのため、社会福祉の視点からもスーパービジョンを受けられるように、平成23年度より社会福祉士を導入した。訪問相談への同行等、社会福祉士のさらなる有効活用が今後の課題である。

京都市教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成23年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

児童虐待や生活改善など学校だけでは解決が困難な事例に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかける支援を行い、課題解決を図ることを目的とする。

（2）配置計画上の工夫

- ・ 拠点対象校方式
- ・ 勤務形態については、「週8時間×年間35週＝合計280時間」を基本とする。

（3）スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

小学校を拠点校とし、同小学校が含まれる中学校区の学校を対象校とすることで、小学校と中学校間の連携を図っている。また、スーパーバイザーが、毎月、配置校（拠点校）を巡回し、スクールソーシャルワーカーへの具体的な指導助言を行っている。

（4）勤務形態

非常勤嘱託職員（基本的に週1回、1日あたり8時間勤務）

（5）職務内容

- ①学校と関係機関との連携
- ②教職員へのコンサルテーション
- ③教職員研修の開催
- ④児童生徒・保護者への面接や家庭訪問
- ⑤ケース検討会や校内委員会等への出席
- ⑥その他、生徒指導課長が必要と認めた業務

（6）その他

- ・ 配置人数 10名（スーパーバイザー2名を含む）
- ・ 条件 社会福祉士，精神保健福祉士，臨床心理士のいずれかの資格を必要とする

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

（1）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）の策定とその周知方法について

- ・ 活用事業実施要項で指針を示し、スクールソーシャルワーカー事業説明会で周知している。

（2）市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

- ・ 円滑な支援体制充実のため、配置校に対して、随時指導主事が学校訪問を実施
- ・ 毎月配置校を巡回しているスーパーバイザーから、随時各配置校の状況などの報告を受けている。

（3）スーパービジョン体制、研修体制について

- ・ 巡回型スーパーバイザーによる、きめ細かなスーパーバイズ活動の実施
- ・ スクールソーシャルワークに関する教員の資質向上を目的とした教員研修会を年4回実施
- ・ 毎月、スーパーバイザー、指導主事も参加してスクールソーシャルワーカー同士の情報交換や研鑽を行う自主研修会を実施

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

【事例1】 ③暴力

改善事例の概要

暴力・暴言、刺激に対する過敏性、集団不適應等の課題を持ち、不登校気味の児童に対し、スクールソーシャルワーカーが対応。

スクールソーシャルワーカー、管理職、養護教諭等によるケース会議の中で、極力刺激の少ない環境での学校生活、特定教員との愛着形成などを校内で共通理解した。要保護児童対策地域協議会を通じ、福祉施設と連携して取組を進めた結果、当該児童は安定した生活を送れるようになるとともに、暴言・暴力を抑制できるようになってきた。また、表情も明るくなり、毎日登校するようになった。

【事例2】 ⑦家庭環境の問題

改善事例の概要

保護者に攻撃的な態度をとる児童に対し、スクールソーシャルワーカーが対応。

母親の過剰な心配が当該児童の攻撃的な態度を引き起こしている可能性について検討を行った。

スクールソーシャルワーカーは担任と連携しながら母親と担任の信頼関係を築く取組を進めた。その結果、保護者は『何か困ったときに相談できる場所』ができたことで、少し楽になることができ、当該児童についても少し気持ちを緩めて考えることができるようになった。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

スクールソーシャルワーカーが参画する校内ケース会議を開くことで、教職員の役割分担が明確化するとともに、校内での連携が深まり、児童・生徒への支援体制の強化へと繋がっている。また、児童相談所・子ども支援センター等、他機関との日常的な連携が強化され、児童・生徒を支援するネットワーク構築が進んでいる。

(2) 今後の課題

- ・ スクールソーシャルワーカーのより高い専門性の確保
- ・ より効果的な配置形態（全市展開等）の検討

大阪市教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成23年度）

(1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

子どもたちが置かれている環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、問題解決への対応を図る、また、教職員と協働することにより、教職員のスキルアップを図るとともに、校園内チーム体制の構築を支援する。

(2) 配置計画上の工夫

不登校や問題行動等の生活指導上の課題・校内の指導体制等の現状を把握・検討し、昨年度と同じ中学校5校に継続してS S Wを配置した。年度末に成果と課題を整理し、各学校と協議して24年度の事業開始に備えた。また、配置とは別に各校園への派遣を実施した。

(3) スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

20・21年度は配置のみであったが、22年度より、配置の日数を減らして各校園への派遣を実施している。派遣の要請があった校園に対して、日程調整の後S S Wを派遣し、1回から複数回のケースに応じた支援を行っている。

(4) 勤務形態 原則として週3日、1日6時間の勤務。〈年間90日の配置・約30日の派遣〉

(5) 職務内容

- ①問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
- ②関係機関とのネットワークの構築
- ③校園内におけるチーム体制の構築、支援
- ④保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- ⑤教職員等への研修活動
- ⑥教育委員会が開催する運営協議会への出席

(6) その他 S S W：5名（社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有する者）

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

(1) 「活動方針等に関する指針」（ビジョン）の策定とその周知方法について

教育委員会事務局における運営方針に、具体的取組み及び業績目標を記載するとともに、ホームページ上に公表している。

(2) 市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

- ・教育委員会が開催する運営協議会に、配置校の学校長が出席し、S S W活用の成果と課題を明確にし、成果のあった事例を交流するなど、ケースにおける有効な支援方法について研究を深めている。
- ・S S Wの派遣を希望する校園と派遣の日程調整を行い、派遣申請の事由を把握した上で、S S Wが各校園を訪問し、担当の指導主事と情報共有しながら課題解決に向けた校園への支援に努めている。

(3) スーパービジョン体制、研修体制について

- ・各事案の内容が複雑で多岐にわたることから、S S Wに対し、適切な指導・援助ができるスーパーバイザーを教育委員会に配置している。
- ・毎月行う連絡会において、事例検討や意見・情報の交換を行い、スーパーバイズを通じてS S Wのスキルアップを図り、エンパワメントしている。
- ・日常の活動の中で必要があればすぐに個別スーパーバイズが受けられる体制をととのえ、スーパーバイズを受ける中で、必要と思われた知識や視点については、連絡会の際にミニ講義や資料配付を通じて全体化されている。
- ・こども相談センター 教育相談・サテライトの担当と交流会をもち、連携を図った。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

【事例1】 ①不登校 ⑦家庭環境の問題

改善事例の概要

中学1年生女子。小学校ではほとんど登校できない。中学校入学後、入学式と始業式のみ登校。本人と会えない状態が続く。1学期後半からは保護者とも連絡がとれなくなる。SSWより、家庭訪問や手紙によるメッセージの伝え方、管理職から保護者への働きかけ方、関係機関との連携の取り方などについて助言を行う。

その後、SSWと担任で家庭訪問を行った結果、本人と会うことができる。近況を聴くとともに、定期的な連絡の取り方について確認をする。後日、母子で来校し校長と面談することができる。母親が離婚後の状況や子どもが不登校状態になった経緯について話をする。子どもが登校しづらい状況に対して、スクールカウンセラーや適応教室について紹介するなど、今後の方向性について話し合うことができる。

【事例2】 ①不登校 ④児童虐待 ⑩発達障害等に関する問題

改善事例の概要

小学校3人兄弟、不登校ぎみ、衣服の汚れが目立っていたり家の中にごみが散乱していたりするなどネグレクト傾向がうかがわれる。また、兄は特別支援学級に在籍している。SSWより、各担任や保育所などから情報の収集と整理、さらにはそれらの情報をもとに関係諸機関と連携していくことを助言する。その後、SSWの助言で学校より要保護児童対策地域協議会に相談を行い。ケース会議が開催される。ケース会議では、関係機関が役割分担して家庭と関わり、見守っていくことが確認される。

その結果、保護者と学校が連絡をとり合えるようになったり、子どもも少しずつ登校できるようになったりするなど改善が見られる。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・教職員等への支援を行い、協働するとともに、各校園におけるチーム体制づくりを進めた。支援を行った校園では組織的な対応の体制が確立され、不登校の改善が見られるケースが増えている。
- ・校園と関係機関とのネットワーク構築を支援した結果、機関連携したケース会議の開催数は昨年度に比べ、約2倍増加している。また、校内での教職員との連携も一層進み、連携した教職員等の数は3年間で約1.5倍増加している。

(2) 今後の課題

- ・SSWの活用について、各校園の理解を深め、さらに積極的な有効活用を図る。特に、不登校等への対応に苦慮している小学校への派遣を一層進めていく。
- ・事業の拡大が望まれる中で、人材の養成が必要である。

堺市教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成23年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・いじめ、不登校、暴力行為等、生徒指導上の課題解決
- ・児童虐待の未然防止、早期発見、早期解決

（2）配置計画上の工夫

- ・6名のスクールソーシャルワーカーを1名ずつ1中学校5小学校に配置した。
- ・配置校以外の小中学校からの派遣要請に対して、日程等を調整し、年間活動回数の範囲内で派遣した。

（3）スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

- ・市内小中学校へのスクールソーシャルワーカー活用事業の周知
- ・スクールカウンセラーとの連携をすすめ、合同研修会などを実施した。

（4）勤務形態

- ・年間活動回数は、1名につき140回とし、1回の活動時間は概ね3時間
- ・1日の活動回数は、3回を上限とする

（5）職務内容

- ・問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
- ・ケース会議を開催し、関係機関等とのネットワークの構築、連携、調整
- ・学校内におけるチーム体制の構築、支援
- ・保護者、教職員等に対する支援、相談、情報提供
- ・教職員等への研修活動

（6）その他

資格：社会福祉士、精神保健福祉士

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

（1）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）の策定とその周知方法について

- ・平成22年12月、活動方針等が明記されている「堺市スクールソーシャルワーカー活用事業の概要」を堺市立小中学校に配付するとともに、現在もPDFデータを教育情報ネットワーク上に掲載。

（2）市町村教育委員会、学校との連携について

- ・スクールソーシャルワーカーの活用について、効果的に調査研究を行うために、スーパーバイザー、教育委員会、学校を含めた運営協議会を設置した。
- ・スクールソーシャルワーカー、スーパーバイザー、教育委員会による連絡会を年3回開催し、情報交換及び研修を行った。

（3）スーパービジョン体制、研修体制について

- ・専門家の立場から活用事業全体及びスクールソーシャルワーカーに対し、アドバイスを行うスーパーバイザーを配置した。
- ・運営協議会を年2回開催し、運営方針を決定するとともにスーパーバイザーを招いて研修会を行った。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

【事例】 ③暴力

改善事例の概要（スクールカウンセラーとの連携による改善事例）

校内での器物破損、対教師暴力、生徒間暴力を繰り返す中学校1年男子生徒への対応策の一つとして、学校がスクールソーシャルワーカーの派遣を要請し、ケース会議を開催した。

スクールソーシャルワーカーは、まず、ケース会議の中で担任をはじめ各教科担任から出された課題をまとめ、情報の共有を図るとともに、エコマップ等の図を使い、ポイントとなる点や子どもに影響を与えるキーパーソンを明らかにするなど福祉的視点からアセスメントを行った。

ケース会議の中では、生徒の問題に対して次の3点の取組を行った。

- ① 担任、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーによる現状及び課題の把握と情報共有
- ② それぞれの解決に向けた役割分担
- ③ それぞれの支援の取組経緯の報告及びさらなる改善に向けた次の支援

次に、スクールカウンセラーが男子生徒に関係する教員のカウンセリングを積極的に行うとともに、スクールソーシャルワーカーは警察や関係機関へ出向き、校内の状況、その時の対応等を報告し、指導が困難になっている状況を伝えるなどの効果的なプランニングへとつなげた。

これらの取組を継続的に行う中で、担任はスクールカウンセラーに生徒との面談を依頼し、家庭内に課題があることがわかった。教員側の「家庭環境に課題を抱え、当該生徒がこれまでも今も辛い思いをしている」というように当該生徒への見方が変化し、当該生徒にとってよく叱る存在であった教員が「話を聞いてくれる、寄り添ってくれる大人」という存在に変わってきたため、当該生徒は徐々にではあるが、担任に自分の経験を吐露し始めた。

また、学校が当該生徒との関係が良くなるにつれ、母親と学校との距離も以前より縮まっていった。さらに、関係機関との連携ケース会議を実施し、互いの立場を理解したことにより、関係機関との良好なネットワークを築くことができるとともに、各機関の役割が明確になったため、学校だけでは対応できない家庭支援へとつなげることができた。

結果として、当該生徒への対応についての学校の不安感が解消され、校内では、担任をはじめ各教科担任が積極的に当該生徒に関われるようになり、当該生徒による暴力行為が減少する等の一定の成果がみられるようになった。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

活用件数として、平成21年度136件、平成22年度203件、平成23年度289件と、過去3年間で2倍以上増加している。そのうち、「問題が解決・改善した」等の件数においては、平成21年度82件であったが、平成23年度224件とおおよそ3倍の増加を示し、学校にスクールソーシャルワーカーの有効性が認識されてきている。

(2) 今後の課題

- ・各地での児童虐待事件等を受け、スクールソーシャルワーカーのニーズが増大しており、小中学校においても今後ますます相談件数が増加することが予想され、対応が迫られている。
- ・6名配置のため、市内小中学校（94小学校、43中学校）が十分スクールソーシャルワーカーを活用しきれていない。

広島市教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成23年度）

(1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

児童生徒が抱える問題の背景に、家庭の経済的困窮や衛生面の課題、保護者の心身の健康など子どもを取り巻く環境に課題が見られる場合、関係機関等とのネットワークを構築するなどして、児童生徒や保護者への支援を行い、不登校や暴力行為などの問題の改善を図る。

(2) 配置計画上の工夫

事務局配置型を基本としながら、「学校配置型」を試行していく。

※ 事務局配置型の利点

- ・ スクールソーシャルワーカー同志が互いにケース検討しやすく、そのことが資質向上につながる。
- ・ 学校現場の実態を踏まえた適切な支援を行う上で、指導主事との密接な連携を図ることができる。

(3) スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

○ 「運営指針」の作成

広島市におけるスクールソーシャルワークや効果的な活用のあり方を明確にし、本事業の適切な運用に努めている。

○ スクールソーシャルワーカーの重点的派遣

福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーが、学校教育現場の実態を正しく理解し、また、課題を抱える児童生徒や家庭へ早期に適切な支援を行うため、「学校配置型」を試行し、スクールソーシャルワーカーを定期的に学校に派遣し、校内の生徒指導委員会等や校内研修会、校内ケース会議に参加する重点的派遣を行っている。（学校からの派遣要請を受け、原則として1人が1校を担当する）

(4) 勤務形態

月曜日～金曜日まで1日5時間45分、週28時間45分勤務

(5) 職務内容

- ① 問題を抱えている児童生徒の家庭等への働きかけや具体的支援
- ② 関係機関や地域とのネットワークの構築、連携・調整
- ③ 学校内のチーム体制の構築・支援
- ④ 「要保護児童対策地域協議会」「ひきこもりに関する事例検討会」等への参加、情報収集や協議
- ⑤ 保護者への相談・対応、教職員等に対する助言
- ⑥ 教職員等の研修活動への参画

(6) その他

- 配置人数：5人（平成23年度1名増員）
- 主な資格：社会福祉士及び精神保健福祉士
- 雇用：公募により非常勤嘱託職員として雇用

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

(1) 「活動方針等に関する指針」（ビジョン）の策定とその周知方法

- 事業の目的、スクールソーシャルワーカーの役割、活動形態等の内容を定めており、毎年度更新を行っている。
- 関係機関等へ配付し、公表している。

(2) 市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

- 学校からの派遣要請受理後、指導主事とスクールソーシャルワーカーが学校訪問し、当該児童生徒や家庭環境に係る情報を収集し、課題の整理・分析及び効果的な支援の実行に向けたアセスメント等を行う。
- 課題解決に向けた学校と関係機関等による関係者会議を定期的の実施し、情報の共有及び学校・各関係機関等の支援方針に基づいた役割分担を行う。

(3) スーパービジョン体制、研修体制について

- 運営協議会の実施
大学教授、児童相談所長等の福祉分野の専門家を交え、本事業に係る評価・検証及び困難事例等の検討を通し、適切な運用に資する。
- 連絡会の実施
事務局内で担当指導主事を含めたケース検討を原則週1回行うとともに、大学教授等を招聘した研修会や困難事例の検討会を実施し、スクールソーシャルワーカーの資質向上を図る。
- 各種研修会への参加
子どもの虹研修センター主催の研修会や児童相談所や福祉機関等が主催する研修会に積極的に参加し、スクールソーシャルワーカーの資質向上を図る。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

【事例1】①不登校 ⑦家庭環境の問題 ⑨心身の健康・保健に関する問題⑩発達障害等に関する問題

改善事例の概要〔小学4年生双子、母親、養父〕

- 子ども・家庭の課題
 - ・ 子ども：不登校傾向（遅刻・欠席の増加と家庭との連携困難）、生活リズムの乱れ、発達障害等に関する問題、衛生上の課題、生活習慣の不備 等
 - ・ 家庭：母親・養父の心身健康上の課題、経済的課題、衛生上の課題、ネグレクト 等
- 関係機関等：学校、児童相談所、区役所（生活課・保健福祉課・地域おこし推進課・環境事業所）、医療機関、社会福祉協議会 等
- 具体的な支援内容〔※スクールソーシャルワーカーによる直接支援ケース〕
 - ・ 支援当初は制度利用もなく、関係機関との関わりもなかったため、スクールソーシャルワーカーが学校と連携しながら継続的な家庭訪問を繰り返し、母親や子どもとの信頼関係を築く。
 - ・ 就学援助の手続き支援や、特別支援学級への入級を学校とともに促し、登校状況の改善に努める。
 - ・ 家庭状況を明らかにして、関係機関と連携しながら生活保護受給へと促し家庭生活の安定を図る。
 - ・ 医療機関を含めたネットワークを構築し、母親の入院を機に生活環境の改善に取り組む。清潔保持と子どもの養育支援を目的に関係者会議を開催するとともに、支援方針の確認と制度利用を促す。

【事例2】①不登校 ④児童虐待（ネグレクト） ⑦家庭環境の問題 ⑨心身の健康・保健に関する問題⑩発達障害等に関する問題

改善事例の概要〔小学3年生、中学2年生、ひとり親家庭（父子）〕

- 子ども・家庭の課題
 - ・ 子ども：生活習慣の不備、衛生上の課題、発達障害等に関する問題 等
 - ・ 家庭：ネグレクト、夜間児童世帯（父親が交際相手の家で生活）、衛生上の課題、経済的課題 等
- 関係機関等：学校、児童相談所、区役所（生活課・保健福祉課）、保育園、医療機関 等
- 具体的な支援内容〔※スクールソーシャルワーカーによる直接支援ケース〕
 - ・ 学校・関係機関とのネットワークを構築し、関係者会議を開催しながら支援方針の決定や役割分担を行い、生活実態の把握と改善を促す。
 - ・ 学校と連携しながら父親や交際相手と継続的な面談を繰り返し、信頼関係を築くとともに子どもの養育状況の改善に努める。
 - ・ 子どもの医療機関受診を促し、発達課題の把握と父子関係の改善に働きかける。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

○ 活動実績（平成23年度）

	件数（件）	人数（人）
幼稚園	1	1
小学校	54	78
中学校	58	67
高等学校	0	0
合計	113	146

○ 支援状況（平成23年度）

	家庭環境や子どもの課題（人）	ネットワーク（人）
状況	改善や好転している124 （うち53は終結）	構築できている146
	現状維持 22	構築中 0
合計	146	146

※ 家族を「1件」としてカウントする。

- ◎ スクールソーシャルワーカーが関わった146人のうち124人は、家族環境や子どもの課題が改善や好転しており、関係機関等とのネットワークは、146人について構築できている。
- ◎ スクールソーシャルワーカーの活動が学校や関係機関等に周知されるにつれ、学校や関係機関等との効果的な連携を図ることができるようになっている。

(2) 今後の課題

- ◎ 相談ケース及び直接支援ケースの増加により、人員の拡充について引き続き検討する必要がある。
- ◎ 重点校派遣（拠点校配置）に係る実践研究を行い、本事業の将来ビジョンを形成する。

北九州市教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成23年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

不登校や暴力行為、児童虐待など、幼児児童生徒の問題行動等の背景には、幼児児童生徒が置かれた家庭等の環境が複雑に絡み合っている場合が多い。このような環境に働きかけたり、学校・園内あるいは学校・園の枠を越えて関係機関との連携を強化するコーディネーター的な存在であるスクールソーシャルワーカーを配置し、問題を抱える幼児児童生徒への対応を図る。

（2）配置計画上の工夫

- ・北九州市基本構想・基本計画の部門別計画である「北九州市子どもの未来をひらく教育プラン（平成21年度～平成25年度）」に「スクールソーシャルワーカー活用事業の拡充」を掲げている。平成20年度に2名で事業開始。平成22年度から4名配置。同計画では平成25年度目標値を8名としている。

（3）スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

- ・優秀な人材を幅広く活用するため、平成22年度から公募を開始した。

（4）勤務形態

- ・（身分）非常勤嘱託員
- ・（勤務時間、日数）1日7.5時間（8:30～17:00）、週4日勤務（週30時間勤務）。（年休）10日

（5）職務内容

- ・事例対策検討会（ケース検討会議）等への参加とケースの見立て
- ・問題を抱える幼児児童生徒や保護者に対する、家庭訪問等による状況把握や助言
- ・学校・園、保護者、関係機関の連携強化を図るための調整・連絡

（6）その他

①配置人数

4名。市内7区を分割して担当。派遣型。教育委員会指導第二課に配置し、学校の要請により派遣する。

②資格

社会福祉士または精神保健福祉士

③工夫している点

- ・SSWを教育委員会指導第二課に配置することで、同課の学校支援ライン及び生徒指導ラインの指導主事と毎日、相談や情報交換、同行訪問を行える環境・連携体制を整えている。
- ・市立の全校・園（小・中・高校、特別支援学校、幼稚園、専修、各種学校）を支援対象としている。
- ・活動ツールとして、公用車の利用と携帯電話の配布を行っている。

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

（1）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）の策定とその周知方法について

- ・平成22年度に策定し、SSW活用事業の趣旨・概要や活用の仕方（活動方針）について示している。
- ・年度初めに、校長会議でSSWの活用について説明する際に配布している。

（2）市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

- ・年度初め、校長会議でSSWの活用について説明と依頼を実施している。
- ・指導第二課学校支援ライン指導主事が学校訪問し、学校ニーズの把握や問題等の早期発見に努めている。
- ・SC連絡会議で、SSWについての説明及び協力を依頼している。

（3）スーパービジョン体制、研修体制について

- ・スーパービジョン体制は、現在検討中。
- ・研修体制は、生徒指導・学校支援、人権教育、特別支援教育など教育委員会内部で研修を実施している他、精神保健福祉、子ども関係など市関係部局が実施する研修への参加などを行っている。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

【事例】 ①不登校 ⑦家庭環境の問題 ⑧教職員との関係の問題

改善事例の概要

【ケース概要】

支援対象生徒は中学校2年生男子。本生徒、父親（就労）、兄（就労）の父子3人世帯。本生徒は不登校の状態にあり、その背景には父親の養育と学校との関係性に問題があると考えられた。学校が家庭訪問をしても本人とは会いづらい状況が続いており、父親は仕事の都合で家を空けることが多く、学校と家庭の協力体制を構築することが困難な状況であった。

【スクールソーシャルワーカーの活動】

- ① アセスメントの実施
 - 学校への聞き取りから情報を整理（アセスメントシートの作成）。
 - 虐待も想定し、関係機関連携強化を学校へ提案。
- ② 校内ケース会議の提案・実施
 - 上記アセスメントシートを活用し、ケース課題を共有。
 - 本生徒の生活状況把握と意思の抽出、父親との面談実施について協議しプラン作成。
- ③ 関係機関との連携を強化
 - 虐待の可能性を視野に入れ、保健福祉課と連携。
 - 学校を主体とした取組みで家庭の困り感等が抽出できた場合は、繋ぎを行うことを周知。
- ④ S S W単独での家庭訪問・面談の継続実施
 - 定期的な訪問（1回/W）を継続する中で本生徒への思いに傾聴。父親にも同様に接触。
 - 本生徒の思いを学校や家庭にフィードバックする作業を実施。

【支援結果】

上記活動で少しずつ本生徒や父親と接触がとれるようになった。その状況分析と評価から虐待の事実性は低いことが推測された。学校とS S Wによるアプローチで本生徒が徐々に学校や家庭への思いを開放するようになった。また、学校が父親の心情に配慮した働きかけを行うことにより、父親の全般的な不信感が拭われ、学校で面談が実施できる状況へと改善した。さらに、父親からS S Wへ経済的課題について相談が入り、収入状況等を考慮した結果、保健福祉課への繋ぎが実施できた。父親の姿勢、経済状況の改善、学校の受け入れ体制づくりから、徐々に（個別対応から）登校ができる状況となった。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・ S S Wの福祉的側面からの働きかけにより、不登校等の問題を解決又は好転することができた（H23 解決又は好転 支援者数225人中64人）
- ・ S S Wが対応したことで虐待や金銭問題などの家庭環境問題が解決・好転するなど、問題解決の土壌づくりが図られた（H23 家庭環境問題の解決又は好転 205件中47件）。
- ・ S S Wがコーディネーター役となり、関係機関と活発な連絡調整活動を行ったことで、学校と関係機関、関係機関相互の連絡体制が強化・促進された（H23 関係機関の訪問・電話等 1,676件）
- ・ S S Wが第三者的な立場に関わることで、学校と家庭との関係が改善されるケースが見られた。
- ・ ケース会議の実施や関係機関との連携により、学校の問題対応力の向上が図られた。

(2) 今後の課題

- ・ 支援者数の増加及び困難ケースへの対応等により、S S W一人当たりの負担感が増加している。こうした状況に対応するため、人員の増員など体制の拡充を進める必要がある。
- ・ S S Wの配置について、現在は派遣型としているが、問題の未然防止、早期発見により効果的な活動を行うため、配置型など活動体制についても検討する必要がある。

福岡市教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成23年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

不登校、いじめ、非行などの問題に対応するために、全中学校にスクールカウンセラーを導入したが、その背景に家庭環境の問題が複雑にからんでいることが多く、心理面だけの対応では限界があると感じられたため。

（2）配置計画上の工夫

不登校や問題行動の背景には、福祉的（経済的、精神的）な配慮を必要とする環境（家庭・地域）を抱えていることが多く、児童生徒に対して早期の段階から支援が望まれているため、小学校に拠点配置をしている。

（3）スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

平成20年度当初は、国からの委託事業として運営することができた。その後国の補助が3分の1となり、人数を増やしていくことが難しくなったが、福岡市独自の不登校の対策予算を利用して、毎年2名ずつ増員、配置している。

（4）勤務形態

週に4日（27.5時間）勤務 学校3日 教育相談課勤務1日

主に教育相談課の勤務日に外部相談として配置校区以外の相談も受け付けている。

（5）職務内容

問題行動のある児童生徒の状況把握及び地域、関係機関と連携した支援、児童生徒・保護者・教員に対する相談活動、地域関係機関におけるケース会議への参加、効果的な支援方法の開発・研究及びそのための調査等

（6）その他

23年度 8名採用 「社会福祉士」資格保持者。

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

（1）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）の策定とその周知方法について

本市の不登校対策として、教育と福祉の両面から児童生徒を援助する専門家であるスクールソーシャルワーカーを配置し、子どもたちを取り巻く環境条件や社会的人間関係の調整、改善を図り、不登校の減少につなげていく。

年度当初の事業説明会において、全小中高の校長にSSWの仕事・活用について説明を行い周知した。

（2）市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

- ・ 週に1日、教育相談課に勤務をしているため、1人で問題を抱え込まないように、毎週、相談状況について報告を求めている。学校への対応については指導・助言をしている。
- ・ 学期に1度、配置校を訪問し、SSWの活用状況の報告と、学校への相談体制の整備やSSWの研修会の開催のお願いをしている。また、その時にSSWからの学校への要望を伝えるようにしている。

（3）スーパービジョン体制、研修体制について

- ・ 月に1回、2～3時間程度、大学から講師を招き、スーパービジョンを受けている。その中で、課題やケースについてのアドバイスを受けている。
- ・ 教育相談課に在課する日に、ワーカー同士でケース会議を行い、事例についてお互いにアドバイスを行う、ピアスーパービジョンを行っている。また、心理士やケースワーカー、医師など、精神面での専門家や弁護士が勤務しているので、情報を交換する中で、事例の検討や相談、協議を行い連携を図っている。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

事例1⑨保健に関する問題【対象児童生徒】小学校2年生A【相談主訴】給食時の課題【事例概要】本児は給食時に、①極度の偏食、②食べ物の無理な口の中への詰め込み、③②に伴う吐き気、④給食時間の超過等の課題があり、このような状況の中、担任は本児の動作故に他児らから本児への非難中傷が発生しており、これがいじめへ発展するのではないかと懸念してSSWに相談を行った。本児が在籍するクラスは給食時に一部児童の離席、ねこ食い、ごみのポイ捨て等と全体的に騒がしい状況であった。

【支援内容】担任への本児についての聴き取りを行う。保護者承諾のもと、就学前に本児が通所していた療育センターの心理士から本児への学校での対応の示唆を頂く場面を設定する。①SSWが給食時に本児のクラスで行動観察を行う。②担任へクラスの状況について聴き取りを行う。③本児の特性を加味して、本児を取り巻く環境を含めた調整を行うためにSSWが当該クラスにてソーシャルスキルトレーニング導入の提案を行う。④担任が観察者、副担任がソーシャルスキルトレーニング導入者、SSWがSST導入のコーディネーターとなり導入を行う。⑤導入後の経過観察を行い、関係職員で経過の共有を行う場をSSWが設定する。

【支援成果】担任からSSWへの相談時は、SSWによる本児への個別支援を検討していたが、クラスという本児を取り巻く環境を視野に入れ支援を行った。その結果、本児についての課題軽減がみられた。また、クラス全体の取り組みとすることで、本児自身が自発的に意識して課題を軽減するという姿がみられた。クラスについても、給食時のルールを確認できたこともあって以前のような課題は軽減し、子どもたちが自発的に給食時のルールを意識することで落ち着いた給食時間になった。学校全体も、年度重点目標としてソーシャルスキルトレーニング導入を掲げていたため、そのきっかけとしてモデルケースを作ることができた。

事例2⑩その他【対象】小学校2年生A男【相談主訴】遅刻が多い【事例概要】A男は両親とA男の3人世帯。母は鬱病で通院治療中。本児に対しては1歳半検診頃から就寝時間（23時以降）についての指導がされていた。3才から保育園に通うようになるが、行事以外は毎日遅刻（11時頃）。小学校入学後も続いた。2年生になると行事も遅刻し、欠席をする日も増え始めた。両親は本児へ熱心に関わっているが、登校の促しに行き詰まると学校へ電話して指示を仰いでいた。その際、電話を受けた教師が各々の助言を行い、担任や本児に関わる教師との情報が共有されていなかった。そのため、担任と他の教師で、母への対応・指導内容が違っていた。母の調子が悪い時に、このようなことが続き、ますます母が混乱し不安定になった。その際にSSWが母から相談を受け、上記のように各々の先生から様々な指導がされていたことが分かった。以上のことから、情報共有と支援の統一を図る必要があった。【取り組み内容】①相談窓口の一本化②校務分掌内に支援委員会の位置づけ③委員会の構成メンバーを決定し目的の確認を行う④委員会ではケース報告を行い情報を共有し、個別・学級・学年・全体と情報共有の範囲を決めるまた、個別のケースに関しては適宜ケース会議を行う⑤学級・学年・全体の内容に関しては、ケース会議または校長からの指導を行う【成果】A男だけのケース会議の場だけでなく、他の子どもたちの情報集約の場になり、校長・教頭・担任・学年・保護者を含めた会議を行えるようになった。また、この委員会の存在で、相談が増え、迅速な対応ができるようになった。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・ 関係機関の機能を理解し、連携の方法を教師が身につけてきている。
- ・ 学校での児童生徒の様子を観察し、児童虐待や障がいを持つ子どもの早期発見につながっている。
- ・ 家庭への支援から、保護者の環境を改善させ、児童生徒の問題解決を行っている。
- ・ 教師が繋がりにくい家庭の間に入り、家庭訪問や面談を行い、状況の把握に努めている。

(2) 今後の課題

- ・ 更なる人員の増加。
- ・ 配置校以外の学校にも外部相談として訪問しているが、介入まではできず、十分な相談に至っていない。
- ・ スクールソーシャルワーカーの専門性の向上

熊本市教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成23年度）

(1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめや不登校問題をはじめ生徒指導上の諸問題の積極的予防及び解消のために、スクールソーシャルワーカーを配置し、関係機関と連絡・調整を進め、子どもに関わる課題や環境の改善を行う。

(2) 配置計画上の工夫

熊本市教育委員会教職員課にスクールソーシャルワーカーを配置し、学校からの派遣要請に応じて、スクールソーシャルワーカーを家庭や学校、または関係諸機関等に派遣した。

(3) スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

市内を3ブロックに分け、地区及び学校を担当制とすることで3人のスクールソーシャルワーカーが効果的に相談者への問題に関わっていけるようにした。

(4) 勤務形態

原則的に、一人あたり、土曜、日曜、祝日を除く週5日、1日5時間、週25時間勤務。
平成23年度の年間勤務時間は、1人1,100時間で、合計3,300時間活動した。

(5) 職務内容

- ・ いじめや不登校などの問題を抱える児童生徒に関する状況の把握
- ・ 学校、家庭、関係機関等による連携ネットワークの構築及び連携のための連絡調整
- ・ いじめや不登校等の諸問題についての事例対策検討会（ケース会議）の開催
- ・ 各関係機関等の連携による「総合対策」の構築
- ・ 児童生徒、保護者等の教育相談
- ・ 小学校、中学校における校内研修等への支援 等

(6) その他

熊本市教育委員会教職員課にスクールソーシャルワーカー3人を配置し、学校や家庭に派遣した。任用については、精神保健福祉士あるいは社会福祉士であり、ソーシャルワークの経験がある者を選考により任用した。

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

(1) 「活動方針等に関する指針」（ビジョン）の策定とその周知方法について

「熊本市スクールソーシャルワーカー設置要綱」を策定し、活動方針等に関する指針としている。市内全小中学校へは、通知文「熊本市スクールソーシャルワーカー配置事業の実施について」を出し本事業の目的、配置場所と人数、派遣場所、対象者、申し込みについて、派遣の流れなどを周知している。この他にも、保護者、また、広く市民に対し、教育広報誌や市政広報ラジオで本事業について紹介するなどして周知を図った。

(2) 市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

スクールソーシャルワーカーの派遣にあたっては、学校より本市教育委員会へ「家族構成、本人及び保護者の現在の状況や課題、これまでの学校の取組」等を記入した派遣依頼を提出してもらった。学校より市教委へ派遣依頼が到着後、担当指導主事とスクールソーシャルワーカーでケースを検討し必要であれば学校への聞き取り調査を行うなどして派遣に至っている。派遣後も、学校、市教委、スクールソーシャルワーカーがそれぞれに連携を取り合い、ケース解決に向けて取り組んだ。

(3) スーパービジョン体制、研修体制について

事例検討会を行い、ケースの進行管理を徹底するとともに、事例検討会を通じて、スクールソーシャルワーカーの支援スキルを磨き合うなど資質の向上を図る体制を整えた。また、スクールソーシャルワーカーの関係機関や学校との連携を支援するため、年3回連絡協議会を開催し、警察のスクールサポーターや要保護児童地域対策協議会担当の保健師、中学校の生徒指導主事との情報交換の場を設定するようにした。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

【事例1】 ①不登校 ⑦家庭環境の問題 ⑨心身の健康・保健に関する問題 ⑩発達障害等に関する問題

改善事例の概要

「発達障害と強迫性障害を抱え小学校6年生から不登校になっている中学生への支援」

脅迫行為をはじめとする種々の精神症状や強い不安感により、母親から離れることができずにおり、介入当初は本人の辛さと同じ程度に家族の負担がかなり大きい状態であった。その後、スクールソーシャルワーカーは、母親の定期面談を通して、母親の精神的負担の軽減、関わり方のアドバイス、関係機関等の情報提供などの支援をした。その後、精神科受診による服薬が安定し、母親の子どもへの関わり方も変化したこともあって、部分的な登校や外出に至っている。

【事例2】 ①不登校 ⑦家庭環境の問題 ⑩発達障害等に関する問題

改善事例の概要

「多くの課題を抱える家族の中で、発達障害を抱えて不登校となっていた小学生の支援」

スクールソーシャルワーカーが家庭訪問を重ねる中で、子どもの発達障害による学校不適応以上に、家族が抱える様々な課題（経済的課題、夫婦関係、近隣住民との軋轢、保護者のメンタルヘルスなど）が大きいことが判明した。そこで、スクールソーシャルワーカーが地域の精神保健福祉士とも連携して、種々の関係機関等につなぎ、本人を取り囲む環境を調整した。同時にスクールソーシャルワーカーが学校とも情報共有・連携を図り、学校内にも登校しやすい環境を準備したことで再登校に結びついた。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成23年度は、小学生179人、中学生112人、計291人のケースについて活動しており、平成22年度に活動したケース151人の約2倍まで増加している。平成21年度から連続して家庭環境の問題への支援が最も多く、次に不登校への支援が多くなっている。また、平成22年度からは発達障害等に関する問題への支援が急増し、23年度は倍増した。スクールソーシャルワーカーが支援したケースで終結したものは、平成21年度が24件（31.6%）、平成22年度が39件（25.8%）、平成23年度が169件（58.1%）であった。平成23年度は、SSWの活動時間が22年度の1820時間から3300時間と増えたため、終結率も上がったと思われる。

(2) 今後の課題

スクールソーシャルワーカーに依頼されるケースは1つのケースに複数の支援内容を含んでおり、解決困難なものが多いため、終結までかなりの時間を費やすことが少なくない。そのため、終結の割合も低い割合で留まっていると思われる。また、派遣依頼のケースの中には、保護者がSSWを受け入れない場合もあり、対応がストップするケースがあった。SSWの派遣を依頼する学校は多くなってきているが、今後さらに活用していない学校へ啓発する必要性があり、それと同時にSSWの人的拡充及びスーパーバイズの充実に努めていく必要がある。

旭川市教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成23年度）

(1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・児童生徒に見られる問題と思われる状況等の背景には、児童生徒を取り巻く家庭や地域等における環境が複雑化していることが要因の一つとして考えられることから、そうした環境へのアプローチの方法を探り、選択肢を増やしていくためのサポートの一つとして、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の視点を取り入れながら状況の改善を図っていくことを目的としている。

(2) 配置計画上の工夫

- ・教育委員会所管の不登校・いじめ相談室に配置し、相談員との連携、情報の共有や不登校状況の把握等を行っている。
- ・学校数が多いことから、市内全小中学校を対象に電話相談を中心とした派遣型の体制を基本とし、適時的な支援等を行うこととしている。

(3) スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

- ・教育委員会所管の不登校・いじめ相談室に配置し、学校からの派遣要請等のほか、相談室に寄せられた相談の対応についても連携を図っている。
- ・教育委員会及びその他児童生徒の支援に関わる会議等への出席を通じたネットワークを構築している。

(4) 勤務形態

- ・旭川市非常勤嘱託職員
- ・1週29時間勤務（月・火・木・金曜日の9：00～17：00）

(5) 職務内容

- ・問題を抱える保護者、児童生徒、学校等への社会福祉制度面等からの支援、助言。
- ・社会福祉等の専門事項に関わる情報収集、提供。
- ・児童生徒が置かれている様々な環境に対する効果的な働きかけ、支援方法の分析等。
- ・ケースに応じた関係機関等との連絡、調整、協力及び関係機関のケース会議への出席等を通じて、関係機関とのネットワークづくりを行う。

(6) その他

- ・社会福祉士、精神保健福祉士の有資格者を1名配置している。

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

(1) 「活動方針等に関する指針」（ビジョン）の策定とその周知方法について

- ・策定していない。

(2) 市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

- ・SSWへの電話相談、市教委を通じた情報提供及び紹介、学校とも関わりのある子どもの養育に関する相談を受ける機関等との連携、情報交換を通じて関わりを持ち、ニーズの把握を図っている。

(3) スーパービジョン体制、研修体制について

- ・道教委主催スクールソーシャルワーカー連絡協議会、地域別研修会への出席等。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

【事例】 ①不登校 ⑧教職員との関係の問題

改善事例の概要

■保護者と担任の関わりになずれが見られた不登校のケース

概要：当該児童は小学6年生女子であり、6月より不登校傾向。修学旅行の準備期間の欠席もあり、修学旅行の出発当日も保護者に送られて学校まで来るも車から降りられずに不参加となる。以来全く登校できない。担任より卒業式に出席してもらいたいが、どのようにアプローチしたらいいかと相談が入る。

担任：毎日電話を入れたり、配布物を届けて様子を聞いたりとお子さんを気遣い励ましているが、途中から1M以内に近づけてもらえなくなり、自分が焦って登校刺激を与えているのではとの思い有り。

家庭：両親は他の相談室（家庭教育相談室）に行ったことがあり、焦らないでと言われた。登校を無理強いしなくなったら笑顔が見られので、長期戦の覚悟で向き合っている。

卒業を間近に控えて不安になってきているが、担任が家庭訪問に来るとお子の顔が引きつり、余計に閉じこもってしまうため、担任の対応に不信感を持っている。

対応等：担任との面接を通して、①担任の「みんなで一緒に卒業して欲しい」という思いの受け止め（受容）。

②担任と不登校時からの両親の気持ちを想像し、トレースする作業を行った（辛さの共有）。

- ・SSWから、卒業式という節目の迎え方は人によって違って良い。気持ちの上で出たくない人もいれば骨折などで入院していて出られない人もいる。お子さんにとってどんな節目が良いのかを保護者と話し合うことを提案した。
- ・保護者と担任が「お子さんにとってどんな節目の迎え方が良いのか」という共通の視点で話し合えたことで、両親の担任に対する不信感が払拭された。
- ・担任の肩の力が抜け、お子の行動を見守ることができるようになり、卒業式前日の夕方に登校することができたお子さんと両親と担任で卒業式の練習がなされた。
- ・卒業式に出席し卒業された。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・問題を抱える児童生徒を支える保護者と担任（学校）の両輪が、問題の状況や支援のポイントとなるであろう事柄等についての情報の共有化を図ることができた。
- ・担任（学校）に対し、SSWが教員の視点とは異なる意見を述べる等、状況に応じた働きかけ方を検討し、協働しながらの取り組みを図ることができた。

(2) 今後の課題

- ・学校や関係機関等に対し、SSWを活用した相談や支援、状況の見立てや手立てを相談者と一緒に考えるというスタンス等についての認知、理解を得ながら相談支援活動を進めていく必要がある。
- ・関係機関との連携を一層密にした学校や保護者等への支援を進めていくことが必要である。

横須賀市教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成23年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて、児童・生徒の問題行動等の予防や早期解決に向けた対応を図るため。

（2）配置計画上の工夫

拠点校方式（2つの中学校、1つの小学校を拠点に、その学区内を含めて配置。要請により、それ以外の学校のケースにも対応）。

（3）スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

- ①学校あて文書、各種研修会・連絡会等を通じた周知の徹底。
- ②実践についての情報交換と、活動の検証・見直し等を図るための、拠点校との連携。

（4）勤務形態

非常勤職員として、年間35回(週)、1日7時間45分勤務。

（5）職務内容

- ①問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
- ②関係機関とのネットワークの構築、連携・調整
- ③学校内におけるチーム体制の構築、支援
- ④保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- ⑤教職員等への研修活動 等

（6）その他

*配置人数～2人（1人は週2日拠点中学校（2校）へ、1人は週1日小学校へ）

*資格～社会福祉士、精神保健福祉士

*2人とも神奈川県の上 S S W を兼務

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

（1）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）の策定とその周知方法について

◆実施要綱

- ①趣旨
- ②スクールソーシャルワーカーの派遣
- ③スクールソーシャルワーカーの職務
- ④経費負担
- ⑤連絡協議会
- ⑥その他

◆活用の手引き

- ①S S W とは
- ②S S W が活用される場面の例
- ③S S W にできること（支援教育コーディネーターと連携して）
- ④教育委員会の役割
- ⑤S S W が対応する前に学校で準備しておくこと
- ⑥S S W の対応例

※学校あて文書、各種研修会・連絡会等を通して周知。

（2）市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

- ①スクールソーシャルワーカーの役割について学校への周知。
- ②学校訪問、教育相談等で話題となった各学校でのケース概要について把握。当該校との相談を経て、必要に応じてスクールソーシャルワーカーを派遣。
- ③各学校からの要請により、ケース概要を把握。必要に応じてスクールソーシャルワーカーを派遣。

（3）スーパービジョン体制、研修体制について

神奈川県教育委員会主催の研修会に参加。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

【事例1】 ①不登校 ⑦家庭環境の問題

改善事例の概要

小学生不登校ケース。母子家庭で本人から母への家庭内暴力あり。児童相談所との連携の必要性からSSWが中心となり、サポートチーム会議を開催。小学校、児相、市教委で情報共有した。SSWと母との継続面接の中で、母の児相への来所相談につながり、さらに児相CWの家庭訪問による本人面接も始まった。「学校には行けない」という本人の話しを受け、SSWが相談教室(適応指導教室)、フリースクールと連携。最終的に本人はフリースクールに通い始めた。現在も小学校を中心に、関係者によるサポートチーム会議を継続的に開催中。

【事例2】 ①不登校 ⑦家庭環境の問題

改善事例の概要

中学生・小学生兄弟の不登校ケース。児相も関わる生活保護世帯。兄の中学校進学を機に、SSWが関係者によるサポートチーム会議を計画。中学校、小学校、児相、生活福祉課、市教委、主任児童員、民生委員による情報共有と役割分担が確認された。その後も、SSWは中学校での支援会議に参加。コンサルテーションを継続している。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- * 拠点校の3中学校は、いずれも前年度と比較し不登校出現率が減少の見込み。また市内全体の小学校・中学校の不登校出現数・出現率も減少の見込み。
- * 学校や教員は、保護者や児童・生徒の困り感により沿いながら、学校内での対応は取れるが、社会福祉に関する専門的な知識や技術・ノウハウの欠如から、学校外のリソースを利用しながら解決への手だてを講じることが難しかった。しかしスクールソーシャルワーカーの活用により、解決の糸口をつかみ、環境改善に向けてチーム対応ができるようになった。

(2) 今後の課題

拠点校方式や勤務日数・時間の制約上、学校のニーズに十分にこたえきれない部分がある。
また状況改善には、多くの時間を要するが対応が難しい。

富山市教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成23年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等、生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行う、スクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備する。

（2）配置計画上の工夫

配置形態として、単独校型、小学校4校、中学校2校に、拠点校型、小学校1校、中学校1校に配置した。また、派遣型として、学校からの要請を受け、教育委員会より適宜派遣した。

（3）スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

- ・スクールソーシャルワーカーと福祉事務所、児童相談所、警察等の関係機関が円滑に連携できるよう教育委員会学校教育課が事務局となる。
- ・関係機関の担当者による連絡協議会を開き、スクールソーシャルワーカーの連携や活用について検討する。
- ・スクールソーシャルワーカーの効果的な活用について、専門家を講師として招き、指導助言を受ける。

（4）勤務形態

1校当たり年間140時間または70時間勤務（週4時間×35週＝140時間、週2時間×35週＝70時間）を基本とする。学校の状況に応じて勤務日・勤務時間等は、各学校等と調整を図り決定する。）

（5）職務内容

- ① 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
- ② 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- ③ 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- ④ 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- ⑤ 教職員等への研修活動

（6）その他

- ・配置人数 4名
- ・主な資格 社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有する者

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

（1）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）の策定とその周知方法について

- ・スクールソーシャルワーカーを活用し、児童生徒の置かれている様々な環境に効果的な働きかけを行う。
- ・連絡協議会を開催し、事業の基本方針の共通理解や児童生徒の現状把握に努め、スクールソーシャルワーカーの活用方針や活動内容を検討するとともに、周知徹底を図る。
- ・福祉、医療等の関係機関とのネットワークを構築し、問題解決に向けて連携を図る。
- ・不登校、いじめ、暴力行為、児童虐待等の問題が心配される学校に対して、スクールソーシャルワーカーを配置し、または、派遣する。

（2）市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

- ・年3回、スクールソーシャルワーカー・配置校担当者・市教委が連絡協議会を開催し、各配置校での活用方法について情報交換の場を設ける。
- ・年度初め、市校長会や教頭研修会等で、スクールソーシャルワーカーの活用等について説明を実施している。

（3）スーパービジョン体制、研修体制について

- ・スクールソーシャルワーカーの効果的な活用について、専門家を講師として招き、スクールソーシャルワーカー及び配置校の担当者が指導助言を受ける。
- ・年3回の連絡協議会後に、研修会を開催し、事例検討等を実施している。また、スクールソーシャルワーカーと市教委で、事業が円滑に実施できるように情報交換を行い、資質向上及び指導力の向上を図っている。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

【事例1】 ①不登校 ⑦家庭環境の問題〈不登校の中学生〉

(1) 家庭訪問

初回は担任と一緒に家庭訪問をし、本人にスクールソーシャルワーカーを紹介した。短い会話ではあったが、本人はスクールソーシャルワーカーを受け入れた。その後、週に一回の家庭訪問を続けた。母親との連絡手段を確保して、毎回の家庭訪問の様子を伝えた。

(2) 登校支援

4度目の家庭訪問で、相談室への登校を誘った。初回は、スクールソーシャルワーカーがモーニングコールの後、本人を迎えに行き、一緒に徒歩で登校することにした。制服に抵抗があるので、体育服を着ることにした。当日は、相談室の調理実習の時間に登校し、調理や試食に参加した。

(3) 自立を促す支援

4月から6月まで、スクールソーシャルワーカーの電話や家庭訪問によって、週1回登校するようになった。7月に実施された職場体験学習（5日間）に参加するために、担任、スクールソーシャルワーカーと一緒に準備を進め、初日にうまく参加できたことが自信となり、この後の大きな変化につながった。10月からは、週2回登校するようになり、少しずつ学習にも取り組むようになった。

【事例2】 ①不登校 ⑦家庭環境の問題 ⑨心身の健康・保健に関する問題〈不登校の小学生〉

(1) 児童宅への家庭訪問

不登校状態が続いたときに、定期的に自宅を訪問し児童の状態を把握するとともに、児童を取り巻く環境をとらえ、担任や養護教諭、教頭、スクールサポーター等と対応を検討した。

(2) 母親との電話相談

母親自身も病気がちで情緒が不安定である。児童の状態と些細なことで学校の対応に不安を感じる。時間をかまわずスクールソーシャルワーカーに電話し、自分の不安を話すことで落ち着くことができた。

(3) 児童の状況の変化

完全不登校状態から保健室登校となり、時には給食や行事等で学級とかかわりがもてるようになった。また、体調に合わせて遅刻、早退するが、卒業式には学級で一日を過ごすことができた。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

ア 不登校問題の改善

不登校の出現率が高い学校については、スクールソーシャルワーカーの活用によって学校の指導体制を構築するとともに保護者との相談などを進めた。その結果、不登校の状態が改善した。

イ 問題を抱える家庭への支援

児童虐待が疑われる家庭等への対応については、スクールソーシャルワーカーが児童相談所、医療機関等と連携し、家庭への支援を行うことによって、児童生徒の生活面での安定を図ることができた。

ウ 生徒指導体制の充実

スクールソーシャルワーカーを活用することによって、生徒指導上の問題に対する学校の対応力が向上している。

(2) 今後の課題

ア スクールソーシャルワーカーの配置の在り方

23年度は、4名のスクールソーシャルワーカーを配置校型に、内1名を派遣型としたが、今後、スクールソーシャルワーカーの認知度向上に伴い、問題を抱える児童生徒及びその保護者への対応を迅速に行うために、教育委員会からの派遣型の比率を高めていく必要がある。

イ 問題の複雑多様化に伴うスクールソーシャルワーカー活用の充実

問題を抱える子どもの中には、経済的に問題を抱えたり、保護者が精神性の疾患を患ったりしている家庭で生活している者がいる。その際、特に関係機関との連携が必要なことから、今後、学校がスクールソーシャルワーカーの活用について研修を進めるとともに、スクールソーシャルワーカー自身が問題解決力を向上させる必要がある。

金沢市教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成23年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

学校や教育委員会からの要請に応じ、問題を抱える児童・生徒やその家庭に関わるとともに、必要に応じて他の家庭や学校、児童相談所や警察・家庭裁判所の関係機関との連携役を果たす。

（2）配置計画上の工夫

本市には、福祉と教育の連携強化を図るための施設（金沢市教育プラザ富樫、児童相談所も併設）があり、そこを拠点として各学校や関係機関等へ行けるよう職員を配置している。

（3）スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

各学校の教職員と連絡・報告・相談を綿密に行い、家庭においても家庭訪問、電話相談等随時行うとともに関係機関への相談体制を強化し、迅速に相談対応できるよう配慮している。

（4）勤務形態

1人あたり 週20時間×48週

（5）職務内容

不登校や問題行動等の未然防止や児童・生徒・保護者・教職員への相談に対応すること

（6）その他

配置人数 2人、主な資格、教育相談の経験を有するもの

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

（1）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）の策定とその周知方法について

本市条例「子どもの幸せと健やかな成長を図るために社会の役割に関する条例」の具体的な行動計画として「子どもを育む行動計画（第二次）」1. 学校の行動計画 （2）豊かな心と社会性の育成に記載され、パンフレット等により、市民に周知している。

（2）市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

- ・教育委員会から各学校に対する聞き取り、報告
- ・配置ワーカーの報告によるきめ細やかな学校への支援
- ・生徒指導担当者会議の出席等

（3）スーパービジョン体制、研修体制について

- ・生徒指導及び適応指導並びに発達障害に関する各種団体や市教委が主催する研修会や連絡会に参加し、ソーシャルワーカーとしての資質向上に務めている（年10回程度）
- ・その他、金沢市教育委員会職員が受講する部局内研修（接遇や電話対応等）を受講（年3回）

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

【事例1】 ①不登校

改善事例の概要

状況 完全不登校で学校側との面会を拒絶している。

方針 学校からの要請を受け、スクールソーシャルワーカーが生徒との窓口として話し相手となり、通常の学校生活を送るなど規則正しい生活習慣を身に付けさせるようにすること

概要 2ヶ月経過後、スクールソーシャルワーカーと会うようになり、半年後には、一緒に活動ができるまでに至った。派遣後9ヶ月で週に1回、不登校児のための適応指導教室に通うことができるようになった。

【事例2】 ③暴力 ⑥非行・不良行為 ⑩発達障害等に関する問題

改善事例の概要

状況 ADHDの診断を受け、度重なる指導を受け入れず、非行・暴力行為を繰り返し行っている。

方針 スクールソーシャルワーカーが生徒との窓口となり、学校や警察・児童相談所等の関係機関と連携を図り、本人や保護者の悩みや不安を解消する方策の指導・助言をもらいながら最終的に学校へ登校させ、中学校を卒業させること

概要 スクールソーシャルワーカーが本人、保護者と粘り強く接触し、登校するまでに至らなかったが、家庭での学習指導等を行い、最終的に中学校を卒業し、高校に進学することができた。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

学校と児童・生徒が全く関わりを持っていない状態となったため、スクールソーシャルワーカーに要請がありその後、スクールソーシャルワーカーと関わりを持つ中で、学校やその他の人との関わりが持てたなど、児童・生徒には一定の成果があったと思われる件数は、平成23年度中で36件中21件あった。

(2) 今後の課題

児童生徒が抱える問題は多様化・深刻化しており、各学校が組織的に対応できるように学校や関係機関と連携を行っているところであるが、連携する機関が増えれば増えるほど、スクールソーシャルワーカーの実働時間等、負担が増加してきている。

豊田市教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成23年度）

(1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・ 不登校やいじめ等様々な問題を抱えた児童・生徒に対する支援
- ・ 学校だけでは対応しきれない複雑な問題を抱えた事例に対する支援
- ・ 多職種が勤務する職場内の調整

(2) 配置計画上の工夫

豊田市教育委員会の相談機関である豊田市青少年相談センターに、学校コンサルタントという職名で3名常勤。豊田市内全小中学校を中学校校区ごとに担当を決め、担当校と継続的に関わることで、学校、地域に応じた支援をしている。

(3) スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

- ・ 相談センターの相談窓口として、相談者のニーズに合わせた支援が円滑に実施できるように調整を図る。
- ・ 相談者の要請で、学校との連携・調整を行う。
- ・ 不登校の早期対応等学校からの要請で、学校訪問を行い、相談に応じる。
- ・ 学校・地域で開かれる各種研修会で講師を務め、スクールソーシャルワーカーの考え方を伝える。
- ・ 関係機関との会議、日常的な情報交換を積極的に行う。

(4) 勤務形態

1日7時間 週5日勤務

(5) 職務内容

- ・ 問題を抱える児童生徒や保護者、教職員等に対する相談・支援
- ・ 関係機関等との情報交換、連携・調整
- ・ 学校内における体制の構築・支援
- ・ 教職員・保護者・地域での研修活動
- ・ 職場内の連携・調整

(6) その他

豊田市青少年相談センターに、非常勤特別職として社会福祉士の3名を配置している。

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

(1) 「活動方針等に関する指針」（ビジョン）の策定とその周知方法について

<方針> 子ども・青少年（以下「青少年等」）の悩みごとや青少年等を持つ親の悩みごとについて面接相談、また必要に応じて訪問相談を実施する。あわせて、学校・地域・関係機関と適切な相談・支援を進めることにより、青少年等の健全育成を図ることを目的とする。

<周知方法> 必要に応じて随時連携を図る。

- ・ 学校等教育関係機関に青少年相談センター利用の手引きを配布
- ・ 一般市民向けのパンフレットを必要に応じて配布
- ・ 学校訪問時に説明

(2) 市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

スクールソーシャルワーカーは、それぞれの担当校の学校や保護者等から教育委員会に寄せられる情報を整理し、必要に応じて学校と連絡をとっている。また、学校からの要請には速やかに対応している。

(3) スーパービジョン体制、研修体制について

大学教授で、臨床心理士である少年非行相談員をスーパーバイザーとし、スーパービジョンを受けている。また、センター内で研修会や事例検討会を定期的に行っている。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

【事例1】 ①不登校

改善事例の概要

小学校高学年の男児は、休みが続くようになり、本人・保護者が当相談センターの適応指導教室入室を希望していると学校から当センターに連絡が入った。スクールソーシャルワーカーは担当指導主事と学校を訪問し、本人、保護者の様子及び希望、学校の対応についての情報を収集した。次に、保護者と連絡をとり、適応指導教室スタッフ（元教員）及び臨床心理士との本人・保護者面接の日程調整を行った。面接後、関係職員で支援会議を行い、本人を適応指導教室に迎え入れる体制を整え、通室を待った。1カ月後、学校からスクールソーシャルワーカーに、本児が通室できないで困っていると連絡が入った。スクールソーシャルワーカーは本人、保護者と面談を行い、本人の希望を確認し、適応指導教室スタッフと受け入れの再調整を図り、本児は通室できるようになった。

【事例2】 ⑦家庭環境の問題

改善事例の概要

小学校低学年の男児は、学級での活動が全く出来ず、教師への暴言もひどかった。スクールソーシャルワーカーは、学校からの要請で学校訪問を行い、状況を確認した。母子家庭で、母親が精神疾患、経済的な問題もあり、幼少期に父親から虐待を受けていた。担任と協議の結果、本人の抱える問題の深刻さに配慮し、学校での指導対応を緩やかにする方針にした。また、母親も相談を希望していたため、スクールソーシャルワーカーが母親面接を行った。母親は、病院受診や、市役所子ども家庭課、生活福祉課でも相談をしており、母親自身が混乱していたため、母親に了解をもらい、関係機関での情報交換、調整を行った。結果、母親の病気に関することは病院で、生活問題は市役所で、子ども対応は、~~スクール~~スクールソーシャルワーカーが行うこととなり、母親も了承した。スクールソーシャルワーカーは、本人と面接を行うとともに、学校へのコンサルテーションを行ったところ、本人は少しずつ落ち着きを見せ、教師への暴言も減っていった。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

<支援実績>

- ・研修、講演活動 31回
- ・訪問活動 230回（学校訪問183回 家庭訪問6回 関係機関41回）
- ・ケース会議 17回（教職員8回 関係機関9回）

支援件数117件中 問題が解決 22件（19%）、好転 35件（30%）

さまざまな形で、学校、保護者、本人への支援を行うことができている。また、関係機関との連絡調整を図ることで、約半数が解決または好転している。

(2) 今後の課題

- ・ 青少年にかかわる諸問題が複雑・多様化していることから、スクールソーシャルワーカー対象の研修や情報交換等の充実と資質向上を図る必要がある。
- ・ 学校数が101校のため一人当たりの受け持つ学校数が多く、学校のニーズに十分対応できているとはいえない。
- ・ スクールソーシャルワーカーの存在や職務内容についての認知度が低い学校もあることから、さらなる周知、啓発活動が必要である。

高槻市教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成23年度）

(1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

小学校におけるスクールソーシャルワーカー配置事業は、小学校にスクールソーシャルワーカーを派遣することで、小学校の生徒指導の充実や家庭の教育力向上を支援することを目的とする。

(2) 配置計画上の工夫

学校配置型市内全小学校（41校）に配置し、学校の実態や抱える問題に応じてSSWは直接支援や間接支援を行う。

(3) スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

高槻市スクールソーシャルワーカー実施要綱及び要領にSSWの配置に関する基本的事項を定め、これに基づいて事業をおこなっている。

(4) 勤務形態

活動時間は、1回6時間。活動回数は、1週間あたり1回程度とし、年間35回を上限とする。

(5) 職務内容

- ①配置小学校の教職員とのチーム体制によるケース対応。
- ②教職員と連携した校内ケース会議のコーディネートや福祉的手法のアドバイス。
- ③小中合同ケース会議等、中学校区教職員と協働した小中学校間連携の推進。
- ④学校と関係機関等との連携のコーディネート。
- ⑤中学校区派遣スクールカウンセラーとの連携。
- ⑥教育委員会が開催する研修会、連絡会等への参加。
- ⑦スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザーは、スクールソーシャルワーカーへの指導助言。
- ⑧その他、教育長が認める事項に関すること。

(6) その他

配置人数 15名：主な資格 社会福祉士（6名）・精神保健福祉士（5名）・教員免許（4名）
・保育士 ・幼稚園教諭（3人）・心理系の資格（6人）
・その他の社会福祉系の資格（2人） ※複数の資格を有するものを含む

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

(1) 「活動方針等に関する指針」（ビジョン）の策定とその周知方法について

- ① 年度初めの第1回スクールソーシャルワーカー連絡会にて、事業の趣旨や体制、業務内容や活動報告等について、スクールソーシャルワーカーの要綱及び要領を用いて説明し、理解を図る。
- ② 月1回の連絡協議会を開催し、事例発表や情報交換を行い、スクールソーシャルワーカーの効果的な活用について研修する。

(2) 市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

担当指導主事・スーパーバイザーとスクールソーシャルワーカーとは日常的に連絡を取り合い、活動に関する指導・助言及び連絡・報告を行い、活動内容の把握に努める。

(3) スーパービジョン体制、研修体制について

- ① スーパーバイザーの配置（1名）・・・相談及び連絡会・研修会の講師 ※《相談内容》ケースへの対応
- ② 毎月、スーパーバイザーが参加する自主的な研修会を開催し、資質・能力の向上に努める。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

【事例1】 ⑦家庭環境の問題

改善事例の概要

昨年度までは、学童保育に入室していたため、放課後の校区でのトラブルはあまり学校まで届かなかった。今年度は学童保育を退室し、放課後は遅くまで友だちの家を転々として、遊びまわる姿がみられた。仕事から帰ってきた母親が保護願いを出す直前でみつかるといったような事態も多々あった。保護者は厳しく叱り暫くは、家でおとなしく留守番するが、長続きしない。母もお手上げ状態であった。

一方、学習面では、学習意欲が長続きしない、教室の外に逃げってしまうなど、担任が困ることが多々あった。友だちとの関係もうまくいかず、言葉で気持ちを伝えることができず、暴力を振るうことが多かった。SSWの配置により、学級にSSWが入って本児の様子を観察した上で、ケース会議を開催した。アセスメントの共有化をはかり、長期目標は母との関係作りについて、短期目標は週に一回はじっくり話を聴くことにした。その他、プランニングとして学習支援を担任が、関係作りは教頭や男性教員が行い、母との懇談は管理職が引き受け、担任との信頼関係の再構築に努めた。

以上のように、SSWが配置されたことにより、問題のアセスメントと、次への役割分担や、すべきことを共通理解できた。

【事例2】 ①不登校

改善事例の概要

前年度より不登校ぎみであり、児童一人では登校できず、母子登校を続けている児童について、まず、担任より状況をSSWに伝え、校内ケース会議を開催した。ケース会議においては、実態を交流するとともに、いくつかのアドバイスをSSWより受けながら今後の取り組み方針を担任・学年・不登校対策委員会内で共有した。

SSWが本人のクラスを参観し、当該児童とも顔なじみになり、会話を交わす中で、ずいぶん打ち解けて話せる関係が進んだ。また、付き添う母親とも顔なじみとなり、良い関係を作ることができた。当該児童は、徐々に母親と離れてクラスに一人で残り、学習する時間になった。SSWと担任が情報交換を進める中で、担任の児童に対する接し方も変わり、児童と担任の関係も言葉を多く交わすように好転してきた。母親も、余裕をもって子どもに対応出来るようになってきたことから笑顔も増え、母子がお互いに主張を出し合える関係と変化してきた。やがて、児童から「ひとりで行ける」という発言も出て、それ以降は休むことなく、登校している。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ① H23年度10月から市内全小学校にスクールソーシャルワーカーを配置。主な支援状況において、不登校(318件)の支援件数のうち、問題が解決及び好転が105件(33%)。H23年度の小学校での長期欠席者(理由:その他)が大幅に減少。
- ② ケース会議が学校に定着し、SSW参加のケース会議を513回実施。

(2) 今後の課題

- ① スクールソーシャルワーカーを積極的に活用する学校に偏りがある。スクールソーシャルワーカー活用の方法や相互理解のための学校内外への周知活動(普及活動)と関係機関との連携。
- ② SSWとしての専門的なスキルを充実させるための研修体制
- ③ 支援人材の確保(社会福祉士などの専門的資格者の確保)

和歌山市教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成23年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワーク構築を図り、適切な支援を行い、生徒指導上の諸問題の解決に向けての取組を行うため。

（2）配置計画上の工夫

市内各校の実情を踏まえ、特に課題の多い校区、学校を選定し配置。その他の学校においては巡回型で配置しているスクールソーシャルワーカーで対応。

（3）スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

県のスーパーヴァイザーによる支援、研修会への参加等により、スクールソーシャルワーカーの力量の向上に努める。

（4）勤務形態

拠点校型 小学校3校 中学校1校 年58回 1回6時間
巡回型 小学校2校 その他派遣 年58回 1回6時間

（5）職務内容

- ・学校内における支援体制のコーディネート
- ・教職員に対する支援・相談・情報提供、研修活動
- ・関係機関とのネットワークの構築
- ・問題を抱える児童生徒の置かれた環境への働きかけ
- ・保護者に対する支援・相談・情報提供 等

（6）その他

拠点校型 1名 社会福祉士
巡回型 1名 精神保健福祉士

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

（1）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）の策定とその周知方法について

- ・スクールソーシャルワーカーによる直接支援と間接支援のバランスを検討すること。支援体制づくりのコーディネーターとして活動し、校内にスクールソーシャルワークの視点を根付かせ、学校自体の支援力を高めることをはかる。
- ・連絡協議会を開催し、管理職を主として意見交換の上、配置校での周知をはかる。
校長会において伝達し周知をはかる。

（2）市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

- ・スクールソーシャルワーカー配置校を主として連絡協議会の開催（2回開催）

（3）スーパービジョン体制、研修体制について

- ・県のスーパーヴァイザーによる支援
- ・県主催、県内3地域別研修会への参加。（3回）
- ・県主催、スクールカウンセラーとの共同研修会に参加（1回）

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

【事例1】 ⑩非行・不良行為

改善事例の概要

- 問題の概要等…中1男子。母の感情の起伏が激しく、本人に反映し学校での生活態度が荒れていた。両親の教育に関する意見に食い違いがあり、家庭訪問でも不全感が残った。担任は両親へのアプローチに行き詰まり感を感じていた。
- スクールソーシャルワーカーの関わり…校長、担任、関係教職員、教委担当者によるケース会議を開催。情報を出し合い整理し見立てを行い全体像を描いた。解決への目標を設定し、学校として可能な本人及び両親への支援内容と役割分担を行った。
- 経過、改善状況…ケース会議での支援内容に則し取り組んだ。定期的な家庭訪問、両親の思いの傾聴等に努め、本人には個別支援を行った。校内では定期的に支援状況確認と修正を行った。担任と両親との関係も好転し、本人の学校生活も落ち着きが見られるようになった。

【事例2】 ①不登校

改善事例の概要

- 問題の概要等…小5男子。不登校。保護者の理解が得られず、担任の本人への関わりを拒否。
- スクールソーシャルワーカーの関わり…保護者も交えて教職員とケース会議を開催。保護者にも支援者としての役割を担ってもらい、保護者と学校がそれぞれの立場で行う支援内容を明確化し、学校と協働して問題解決するよう意識付けを行った。
- 経過、改善状況…保護者の意識が変化したことにより、学校との関係が改善された。本人への担任の関わりが持てることになり、登校に向けて徐々に取り組んでいる。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・学校においてコーディネーターとして校内支援体制作りを担い、教職員が明確な役割分担をして、共通の目的に向かって支援を行う取組につながっている。
- ・教職員がスクールソーシャルワーカーの専門性を生かした手法を学ぶことで、自らの支援のあり方に取り入れる機会となっている。
- ・関係諸機関との連携を図りつつ支援を行うことで家庭環境の改善につながっている。
- ・保護者も資源として支援に生かすなど、これまでになかった視点についての気づきにつながっている。

(2) 今後の課題

- ・スクールソーシャルワーカーの役割、利用について等の周知、啓発
- ・スクールソーシャルワーカーと教職員の連携
- ・スクールソーシャルワーカー及び教委担当者への更なるサポート体制整備
- ・更なる適任者の人材確保

下関市教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成23年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、暴力行為、児童虐待や不登校等の生徒指導上の課題の内、学校だけでは解決が困難な事案に対し、スクールソーシャルワーカーを学校等に派遣し、専門的な知識・技能を用いて、幼児・児童・生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うことで、生徒指導上の課題等の未然防止、早期対応を図る。

（2）配置計画上の工夫

スクールソーシャルワーカーを専門家人材バンクに登録し、学校長の要請により、教育委員会が学校等に派遣した。

（3）スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

- ・ 校長会、教頭会、生徒指導主任研修会、教育相談研修会等の研修会において、事業を周知した。
- ・ 各学校に指導主事が訪問し、スクールソーシャルワーカーの派遣による具体的な成果を紹介した。

（4）勤務形態

- ① 学校長からの派遣要請に応じて勤務
- ② 年間54時間 30回程度

（5）職務内容

- ① 課題発生時における支援
 - ・ ケース会議における助言等の支援
 - ・ 関係機関等との連携
- ② その他、事案対応に係り、必要と認められる支援。

（6）その他

配置人数・主な資格・・・4名（社会福祉士3名、精神保健福祉士1名）

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

（1）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）の策定とその周知方法について

「スクールソーシャルワーカー活用事業実施要項」及び「スクールソーシャルワーカーの周知用リーフレット」を作成し、学校、児童相談所、市福祉部に配付した。また、課題の多い学校に対しては、指導主事が出向いて説明した。

（2）市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

学校の要請に応じ、人材バンクに登録しているスクールソーシャルワーカーを派遣した。

ケース会議やスクールソーシャルワーカーの研修会に市教委も同席するとともに、各学校からより実効性のある活用のため、意見を聞き、改善していった。

また、派遣後は、必ず市教委と学校が連絡を取り合い、スクールソーシャルワーカーの成果と今後の派遣方法について検討した。

（3）スーパービジョン体制、研修体制について

- ・ 年に1回スクールカウンセラーとの合同の連絡協議会を開催し、情報交換を行うとともに、実施方法や周知の仕方について検討した。
- ・ 月に1回研修会を開催し、ケースの検討などスクールソーシャルワーカーの資質向上に努めた。
- ・ 市福祉部主催の講演会にもスクールソーシャルワーカーが参加できるように調整した。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

【事例1】 ④児童虐待 ⑩発達障害等に関する問題

改善事例の概要

A男は、友人への暴言・暴力や教師への反抗など問題行動が目立っていた。また、家庭内においても、父親から心理的・身体的虐待を受けているという情報が児童相談所に入ったため、学校の要請に応じ、SSWを派遣した。

ケース会議を開催し、学校、市教委、SSW、児童相談所、市福祉部、SCが出席して情報を共有し、SSWが見立てを行い、それぞれの支援役割を確認した。両親のA男に対する養育不安があることから病院での受診を検討するため、SSWと児童相談所が病院の精神保健福祉士に連絡し、状況説明を行い、学校と児童相談所が保護者に受診相談することを勧めた。

A男は、病院を受診後、入院することとなり、療養生活を送りながら家庭復帰をめざし、学校は、病院と連携を図りながら、学習面の支援を行った。A男は入院してから、教員が驚くほど落ち着きを取り戻し、そのことによって両親の精神状態も安定し、さらに父親の心理的・精神的虐待についてもなくなっていった。

【事例2】 ⑦家庭環境の問題

改善事例の概要

母親が養育を放棄し、祖母に子どもをあずけ、遊び歩いているため、母親と連絡も取れない状況であった。子どもたちは、施設入所を希望していないため、祖母が一生懸命に面倒を見ていたが、体力的、金銭的にも苦しい状況であったため、学校の要請に応じ、SSWを派遣した。

ケース会議を開催し、学校、市教委、SSW、児童相談所、市福祉部が出席して情報を共有し、SSW（社会福祉士）が見立てを行い、各関係機関で役割分担を行った。さらに、祖母が養育に疲れているため、SSW（精神保健福祉士）が祖母の話し相手となることによって、家庭に対して直接支援を行っていった。

SSWが、市福祉部と協力して、手当を止めたところ、驚いた母親が自宅に帰ってきた。学校と関係機関で母親を指導し、その後、反省した母親は子どもにかかわるようになり、祖母の負担感も減り、子どもの学校生活も変化が見られるようになってきた。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・ 小学校4校、中学校6校に対して30回、54時間の派遣を行った。30のケースに対して53%が問題の解消または支援の好転につながった。特に、好転した学校は、別のケースに関しても要請してくる場合が多く、同じ学校で、複数回ケース会議が行われた。
- ・ 個別支援を行うようになってから、さらに好転するケースが多くなった。

(2) 今後の課題

- ・ 人材バンクに登録しているスクールソーシャルワーカーが、別の仕事を持っているため、ケース会議を遅い時間に開催するか。スクールソーシャルワーカーが自分の仕事を休んでケース会議に出席している。年度末等の忙しい時期には、派遣が困難になったケースもあった。今後は、人材バンクの登録人数を増やすとともに、専門職を雇用していくことも視野に入れていく必要がある。そのためにも、財源の確保が重要である。
- ・ スクールソーシャルワーカーによって経験の差があるため、研修会等を通じて資質向上に努めていく必要がある。
- ・ 効果的な活用方法や好転した事例発表等を行い、学校現場に周知していく。

久留米市教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成23年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

社会福祉や精神保健福祉士等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを要請に応じて学校に派遣し、問題を抱えた児童生徒が置かれた環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして課題解決への対応を図っていく。

（2）配置計画上の工夫

スクールソーシャルワーカー2名を久留米市教育委員会に常駐させ、要請のある学校や教育委員会等が必要と判断した学校に派遣できる配置にしている。

（3）スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

スクールソーシャルワーカー事業の概要、スクールカウンセラーの主な業務、活用事例等を、定例の校長会や教頭会、生徒指導担当の研修会等で説明し、活用を推進する。また、学校長より依頼があった際、ケースの聞き取りを行い、スクールソーシャルワーカー活用が有効なのか吟味する。
(ケースによってスクールカウンセラーの活用をすすめる)

（4）勤務形態

月曜日から金曜日までの、9:00～17:00まで勤務。教育委員会に常駐し、学校長等の要請に応じて学校、家庭、関係機関等を訪問支援。

（5）職務内容

- ・ 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
- ・ 関係機関等とのネットワーク構築、連携・調整
- ・ 保護者に対する支援・相談・情報提供
- ・ 教職員への研修活動

（6）その他

- ・ 23年度より2名のスクールソーシャルワーカーを市教育委員会に常駐させ、学校の要請により対応できるようにしている。

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

（1）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）の策定とその周知方法について

定例校長会、教頭会において、スクールソーシャルワーカー活用事業の目的、活動の概要、改善事例等の説明を行い、事業の周知を図る。

（2）市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

定期的に学校訪問や家庭訪問を行ったり、各学校で行われる生徒指導上の諸問題に関するケース会議に積極的に関わったりして、各学校のニーズ把握に努める。

（3）スーパービジョン体制、研修体制について

定例の連絡会議（年6回実施）においてスクールソーシャルワーカー・スーパーバイザーから指導助言を受ける。また、緊急事案に対して、スーパーバイザーから指導助言を受ける。

(年に2回予定)

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

【事例1】 ①不登校への支援 ⑦家庭環境の問題への支援

改善事例の概要

〈家庭に係る状況がきっかけとなった小学校男児 不登校事例〉

男児の不登校に係るケース会議において、不登校の要因として、母親の情緒的混乱、経済的な困窮、母親が児童を学校に行かせる意思が見えないこと等、家庭環境に係る問題が本人の情緒的混乱に大きな影響を与えていると判断。

そこで、家庭に対する支援として、スクールソーシャルワーカーによる定期的な家庭訪問による相談、母親と福祉サービスとをつなぐ、精神疾患が疑われる母親の病院に同行する。

関係機関との連携による取組を進めることで家庭に係る状況が改善され、男児は学校復帰する。

【事例2】 ①不登校への支援 ⑦家庭環境の問題への支援

改善事例の概要

〈家庭に係る状況、本人に係る状況がきっかけとなった小学校男児 不登校事例〉

男児の不登校に係るケース会議において、不登校の要因として、母親の情緒的混乱、本人の情緒的混乱等が大きな影響を与えていると判断。

スクールソーシャルワーカーによる、登校練習や別室登校への働きかけ、母親への相談支援により、児童や母親の精神的不安が軽減され、男児の学校復帰につながる。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ※ 「不登校の解消・改善で特に効果があった学校の措置」として、「スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等による専門的な相談」を挙げている小・中学校が59.5%と多い。
- ※ 学校の訪問回数が205回、家庭の訪問回数が174回、関係機関の訪問回数が74回、教職員とのケース会議が71回、関係機関等とのケース会議が62回と多く、児童生徒の問題行動等の解決に向けスクールソーシャルワーカーの果たす役割は大きくなっている。

(2) 今後の課題

- ※ 不登校の未然防止や早期の学校復帰、そのほか児童生徒の生徒指導上の問題等に対応する際の、スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーの役割分担と連携。

久留米市教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成23年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

社会福祉や精神保健福祉士等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを要請に応じて学校に派遣し、問題を抱えた児童生徒が置かれた環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして課題解決への対応を図っていく。

（2）配置計画上の工夫

スクールソーシャルワーカー2名を久留米市教育委員会に常駐させ、要請のある学校や教育委員会等が必要と判断した学校に派遣できる配置にしている。

（3）スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

スクールソーシャルワーカー事業の概要、スクールカウンセラーの主な業務、活用事例等を、定例の校長会や教頭会、生徒指導担当の研修会等で説明し、活用を推進する。また、学校長より依頼があった際、ケースの聞き取りを行い、スクールソーシャルワーカー活用が有効なのか吟味する。
(ケースによってスクールカウンセラーの活用をすすめる)

（4）勤務形態

月曜日から金曜日までの、9:00～17:00まで勤務。教育委員会に常駐し、学校長等の要請に応じて学校、家庭、関係機関等を訪問支援。

（5）職務内容

- ・ 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
- ・ 関係機関等とのネットワーク構築、連携・調整
- ・ 保護者に対する支援・相談・情報提供
- ・ 教職員への研修活動

（6）その他

- ・ 23年度より2名のスクールソーシャルワーカーを市教育委員会に常駐させ、学校の要請により対応できるようにしている。

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

（1）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）の策定とその周知方法について

定例校長会、教頭会において、スクールソーシャルワーカー活用事業の目的、活動の概要、改善事例等の説明を行い、事業の周知を図る。

（2）市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

定期的に学校訪問や家庭訪問を行ったり、各学校で行われる生徒指導上の諸問題に関するケース会議に積極的に関わったりして、各学校のニーズ把握に努める。

（3）スーパービジョン体制、研修体制について

定例の連絡会議（年6回実施）においてスクールソーシャルワーカー・スーパーバイザーから指導助言を受ける。また、緊急事案に対して、スーパーバイザーから指導助言を受ける。

(年に2回予定)

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

【事例1】 ①不登校への支援 ⑦家庭環境の問題への支援

改善事例の概要

〈家庭に係る状況がきっかけとなった小学校男児 不登校事例〉

男児の不登校に係るケース会議において、不登校の要因として、母親の情緒的混乱、経済的な困窮、母親が児童を学校に行かせる意思が見えないこと等、家庭環境に係る問題が本人の情緒的混乱に大きな影響を与えていると判断。

そこで、家庭に対する支援として、スクールソーシャルワーカーによる定期的な家庭訪問による相談、母親と福祉サービスとをつなぐ、精神疾患が疑われる母親の病院に同行する。

関係機関との連携による取組を進めることで家庭に係る状況が改善され、男児は学校復帰する。

【事例2】 ①不登校への支援 ⑦家庭環境の問題への支援

改善事例の概要

〈家庭に係る状況、本人に係る状況がきっかけとなった小学校男児 不登校事例〉

男児の不登校に係るケース会議において、不登校の要因として、母親の情緒的混乱、本人の情緒的混乱等が大きな影響を与えていると判断。

スクールソーシャルワーカーによる、登校練習や別室登校への働きかけ、母親への相談支援により、児童や母親の精神的不安が軽減され、男児の学校復帰につながる。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ※ 「不登校の解消・改善で特に効果があった学校の措置」として、「スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等による専門的な相談」を挙げている小・中学校が59.5%と多い。
- ※ 学校の訪問回数が205回、家庭の訪問回数が174回、関係機関の訪問回数が74回、教職員とのケース会議が71回、関係機関等とのケース会議が62回と多く、児童生徒の問題行動等の解決に向けスクールソーシャルワーカーの果たす役割は大きくなっている。

(2) 今後の課題

- ※ 不登校の未然防止や早期の学校復帰、そのほか児童生徒の生徒指導上の問題等に対応する際の、スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーの役割分担と連携。

長崎市教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成23年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・各幼稚園、小中高等学校への定期的な訪問活動を行うとともに、派遣申請に基づき、児童生徒の生活環境に関する相談活動やケース会議を学校や家庭等において行うことで学校が抱える問題に対応する。

（2）配置計画上の工夫

- ・県が長崎市に配置しているスクールソーシャルワーカーと市が単独で配置しているスクールソーシャルワーカーの2名体制で計画的に相談業務を進めている。

（3）スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

- ・各学校からの派遣申請により訪問を行うほか、業務内容の周知等を図るために、年間を通して市内の小中学校を訪問する計画訪問を実施している。

（4）勤務形態

- ・1日6時間、週3回の勤務を基本としている。年間の勤務時間は630時間である。

（5）職務内容

- ・問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
- ・関係機関等のネットワークの構築、支援
- ・学校内における組織体制の構築、支援
- ・保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- ・教職員への研修活動

（6）その他

- ・配置人数 1名 社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有している。

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

（1）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）の策定とその周知方法について

- ・スクールソーシャルワーカーの業務内容や有効性について、リーフレットを作成し、各学校に配布することを計画中である。

特に、業務内容と関係機関との連携がわかりやすいように示し、学校が活用しやすいよう配慮する。

（2）市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

- ・あらゆる機会をとらえ、スクールソーシャルワーカー活用の有効性を示している。
管理職への周知だけでなく、養護教諭、生活指導主任、生徒指導主事等にも研修会等で周知している。
- ・計画訪問により、直接、学校へ出向くことで、児童生徒の状態や学校が必要とするニーズの把握につとめている。

（3）スーパービジョン体制、研修体制について

- ・スーパービジョン体制をとってはいない。研修については県主催のスクールソーシャルワーカー活用事業運営協議会等に参加し、研修を深めるとともに、他地区との情報交換等を行っている。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

【事例1】 ①不登校 ⑥非行・不良行為 ⑦家庭環境の問題

改善事例の概要

中3男子A男は、2年2学期より不登校傾向であったが、その後、近所にいた非行傾向にあった男子生徒の影響もあり、不登校、非行（外泊、喫煙、ピアス、深夜徘徊など）が悪化する中、学校が、保護者に協力を求めても、改善が難しく、困り感がなかった。そこで、学校よりSSWへの協力要請があり、関わりをはじめ。保護者、本児と面談を重ねていく中、県警少年サポートセンターの協力も得て、家庭訪問やサポートセンター内でのレクレーション活動に参加。また、SCにも協力を要請。そのような中、母親が、病気になり、仕事を辞めた為生活保護を申請。支援の輪に生活保護ワーカーも加わり、関係機関で支援会議をひらき情報を共有し、役割分担をして支援をしていった。また、本児が眠れないことや、精神的に不安定な面があるところがあることが分かり、医療機関につなぐことを検討。本児と母親の承諾を得て、思春期外来へ受診。結局、本児の現状は、成長の一過性のものだろうとの主治医の判断であった。不登校の状態からの劇的な改善はなかったが、非行も悪化することなく、進路も決まった。現在は、不登校もなく、高校へ通っているとのこと。

【事例2】 ④児童虐待 ⑦家庭環境の問題 ⑩発達障害等に関する問題

改善事例の概要

小2女子は、発達障がい^いの疑いで、虐待の疑いもあることから、今後について、どうしていけばいいかと学校から、SSWに相談をうける。保護者は、学校の指導に対して、表面上は従うことを言うが、一向に改善されないとのこと。学校関係者と情報を共有し今後の支援について話し合う。本児、家に帰りたくない、たたかれるなどの発言あって、市児童相談担当部門へ連絡。また、学校から母親にSSWを紹介してもらい、母親と面談。その中で家庭の事情や、経済的にも苦しいこと、また、特別支援学級に入れられないか不安であるとのことなどを話される。保護者の思いを受け止め、福祉サービスの紹介を行うことで、医療機関へ受診する気になって下さる。受診医療機関を保護者と話し合い、調整。その後受診同行を行う。学校と保護者の関係も、以前よりは、協力関係にある様子。また、第三者であるSSWや受診先の医師が入ることで、本児への暴力行為がいけないという気づきにもつながった。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・長崎市では平成23年度からスクールソーシャルワーカーを配置している。

平成23年度の学校、家庭等への訪問活動は109回であり、対象となった児童生徒については、のべ人数で、小学生88名、中学校43名（合計131名）である。また、関係機関とのケース会議を24回実施した。

- ・支援対象とした児童生徒33名のうち、13名の児童生徒が解決、好転し、11名の児童生徒の支援を継続中である。

(2) 今後の課題

- ・計画訪問を実施したことにより、支援が必要な児童生徒がいることが把握できても、学校から派遣の申請がなく、関わるできない場合がある。

- ・スクールソーシャルワーカーの有効性や業務内容などの周知をさせる必要がある。

今年度は生徒指導に関する研修会等でSSWによる講話を実施するなど周知の機会を増やす予定である。

鹿児島市教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成23年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、暴力行為など児童生徒の問題行動や児童虐待、不登校等へ対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、様々な問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用するなど、多彩な支援方法を用いて課題解決への対応を図る。

（2）配置計画上の工夫

4人のスクールソーシャルワーカーを教育委員会内に配置し、学校の要請に応じて学校、家庭、関係機関等に派遣し、当該児童生徒の置かれた環境改善に努めるとともに課題解決への対応を図っている。

（3）スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

20年度～22年度の3年間は、県の委託を受け、「スクールソーシャルワーカー実践研究事業」として、スクールソーシャルワーカーが中心となり様々な事例に対して、学校や関係機関と連携を図りながら対応してきた。平成23年度からは、「スクールソーシャルワーカー活用事業」として、3年間の経験を生かし、各学校が主体となって各関係機関と連携を図りながら、諸問題について対応できるよう、主に後方支援活動にあたっている。

（4）勤務形態

- ・ 市教育委員会青少年課に配置（必要に応じて、学校、各関係機関等に訪問）
- ・ （勤務時間、日数）1日6時間勤務(9:00～16:00)、週4日（年間32週）

（5）職務内容

- ・ 問題を抱える児童生徒が置かれた環境（家庭、友人関係、地域、学校等）への働き掛け
- ・ 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- ・ 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- ・ 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- ・ 教職員等への研修活動 等

（6）その他

- ・ 主な資格：社会福祉士及び精神保健福祉士

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

（1）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）の策定とその周知方法について

- ・ 活動方針等については、各関係機関（特に福祉関係機関）との連携を密に図り策定している。（お互い役割の再確認をおこなう。）また、その周知については、年度始めの管理職研修会や生徒指導主任・担当者会においておこない、その後、SWの派遣要請を受けている。

（2）市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

- ・ 不登校傾向及び不登校児童生徒の個別支援計画書に本人の家庭状況を把握するための欄（虐待傾向の有無、引きこもり傾向の有無等）を設けており、その記載内容と「SSW支援要請の有無」の記載により、各学校におけるスクールソーシャルワーカーの必要性を把握している。

（3）スーパービジョン体制、研修体制について

- ・ 毎月1回、市教育相談室相談員等研修会（教育相談員、スクールカウンセラー、適応指導教室相談員、学習支援員等の参加）に参加し、専門的知識を有する大学教授等を講師として招聘し、事例をもとにした研修を深めている。また、必要に応じて、本市のスーパーバイザーによるスーパーバイズを受けている。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

【事例】 ①不登校 ④児童虐待 ⑦家庭環境の問題

(1) 事例の概要

ア 児童生徒 A (中学2年女子)

イ 派遣期間 H22年度からの継続

ウ 状 況

Aは小学校4年時に、呼吸器疾患で母親を亡くし、それ以降、父と2人暮らしであった。小学校を卒業するまでは特に問題もなく登校できていたが、中学校に入学し、1年の夏休み以降登校しぶりが見られ、それ以後不登校に陥った。学校や民生委員が家庭訪問をおこなうものの、父親及び本人に直接会うことができない状況が続いたため、学校からSSWの派遣要請があった。

(2) SSWの対応及び経過

ア ケース会議の開催

学校、関係機関、親族等を交えたケース会議を定期的で開催し、それぞれが把握している情報を共有するとともに、今後の対応法を検討した。（「それぞれができる支援を継続的に」を目標に）

イ 関係機関による支援

SSWが、家庭訪問を繰り返し実施したことにより、本人及び父親からとの信頼関係が築け、父親を生活保護申請につなぐことができた。（経済的安定）

また、心理的に不安定であった本人を、小児科（カウンセリング外来）につなぐことができた。（精神的安定）

(3) その後の状況

父親は、地域の支援者や各関係機関の支援により、就労できるようになった。

本人は、定期的にカウンセリングを受けながら、登校できるようになった。特に学校行事（修学旅行、体育大会、文化祭）に参加できたことは大きな進歩であった。

現在、この家庭については、学校が中心となり、民生委員や各関係機関の協力を得ながら、継続した支援をおこなっている。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・ 管理職を窓口として、適宜、情報携を図ったことにより、必要な情報が確実に関係職員に伝えることができた。また、その情報をもとにケース会議等を行うことにより、教職員間での情報共有や今後の支援に向けての役割分担ができた。
- ・ 教職員がスクールソーシャルワーカーと情報及び行動連携をおこなうことにより、教職員自身がソーシャルワークのスキルを習得し、日々の中で実践できるようになってきた。
- ・ SSWを活用することにより、関係機関と学校との連携が図られ、学校が主体となって問題解決を図るシステムができつつある。

(2) 今後の課題

- ・ SSWの支援要請のない学校に対しての、今後の更なる活用を探っていく必要がある。
- ・ SSWの更なる資質向上を図るとともに、個人情報保護及び活用に際して、各関係機関との信頼関係の構築が必要となってくる。